

保険商品を巡る課税上の諸問題

— 支払保険料の損金性の問題を中心に —

矢 田 公 一

〔 税 務 大 学 校 〕
〔 研 究 部 教 授 〕

要 約

1 研究の目的（問題の所在）

法人が、その役員、使用人の福利厚生のため、あるいは事故発生時の経営面での打撃を軽減するため、それらの者を被保険者として保険契約を締結することが多く見受けられる。それらの保険のうち保険期間が長期に及ぶ生命保険商品にあっては、保険期間中の保険料を一定とする平準保険料の下、責任準備金（保険料積立金）が積み立てられることから、その性質は保障と貯蓄の二面性を有するといわれている。

このような性質を有する保険契約に係る支払保険料の法人税法上の取扱いについては、3種類の基本的な保険商品について、法人税基本通達において明らかにされているところである。その内容は、保険数理の考え方を基礎にしながらも、実務における簡便性にも配慮して、例えば、定期保険（死亡保険金のみ支払われる保険契約）は、満期保険金（生存保険金）の支払がないことから、原則として支払保険料全額の損金算入を認めているところであり、養老保険（満期保険金か死亡保険金のいずれかが支払われる保険契約）において満期保険金受取人が当該法人、死亡保険金受取人がその役員、使用人の遺族である場合にあっては、支払保険料のうち1/2を資産計上し、残額1/2の損金算入を認めている。

ところが、近年、様々な保険商品が発売され、その中には、その支払保険料について基本通達の取扱いをそのまま適用した場合には課税上の弊害が生ずるものも見受けられたところである。課税当局は、こうした保険商品については、その都度、個別通達を発遣するなどして対応してきたところであるが、今後も発売されるであろう多種多様な保険商品について、これまでのような逐次の個別的対応を行うことには限界があるものと考えられる。また、基本通達に取扱いを明らかにしている保険商品であっても新たな契約形態のものが発売されており、基本通達の内容そのものについても見直す必要が生じている。

このようなことから、現行の基本通達の取扱いのみでは、もはや保険料の損金性の判断基準として十分な機能を果たしていないとの問題意識の下、その基準について抜本的な見直しを行うべく研究を行うこととしたい。

2 研究の概要

(1) 現行取扱いの問題点

イ 保険の貯蓄性と保険料の損金性

基本通達においては、定期保険に係る保険料については、その保険契約が必ず保険金が支払われるものでない、いわゆる掛け捨てといわれるものであることから、原則としてその保険料の全額損金計上を認めている(法基通 9-3-5)。しかしながら、保険は保障と貯蓄の二面性を有するゆえに、こうした保険であっても保険期間が長期に及ぶものは、必ず責任準備金(保険料積立金)が積み立てられ、保険期間の途中で解約した場合に支払われることとなる解約返戻金の財源となっている。

こうした保険数理上の特質を利用して、これまで、その保険期間を極めて長期とする、あるいは、保険金額を保険期間の後半に通増させるなどの特異な商品設計を行うことにより、解約返戻金が相当多額に生ずるような保険商品が開発・販売されてきた。課税当局は、そのような保険商品については、課税上の弊害が生ずることから、個別に通達を発遣し課税の適正化を図ってきたところである。

しかしながら、その対応は、課税当局にとって、保険会社の商品開発、販売の状況次第での逐次の対応を強いられているといえ、基本通達の取扱いがもはや保険料の損金性の判断基準として機能しているかどうか疑問なしとしない。また、現行の基本通達が、必然的に保険金支出が生ずるかどうかにより保険料の取扱いを定めていることは、こうした保険の特質や昨今の企業向け保険商品から生じている課税上の弊害からみると、合理的なものとはいえないと考える。

ロ 実務上の簡便性の要請と損金算入の適正性の確保

養老保険に係る保険料については、上述のとおり、満期保険金受取人が当該法人、死亡保険金受取人がその役員、使用人の遺族である場合にあっては、1/2の損金算入を認めることとしている（法基通 9-3-4）。

しかしながら、試算によれば、こうした保険への加入例が多いとみられる中高年層の者を被保険者とする養老保険では、支払保険料中、満期保険金に充てられる部分は、70%から80%程度であり、現行の取扱いは、実務上の簡便性を優先した取扱いであると言わざるを得ず、保険数理の観点からは必ずしも合理的なものではない。

また、近年、現行の基本通達に定めのない、満期保険金の受取人を被保険者（役員、使用人）とし死亡保険金の受取人を当該法人とする「逆パターン」と称される養老保険が発売され、生保各社は、全額損金プランとして販売を行っている。これについては、一般的な被保険者の年齢を前提とすれば、死亡という保険事故が生ずる確率は満期保険金の支払が生ずる確率に比して低いものであり、このような保険は、専ら満期保険金の供与を目的としていると言わざるを得ないものである。したがって、保険料の2分の1について給与課税がなされるとしても、その全額が損金算入されるとの取扱いには、その妥当性に疑問が生ずるところであるが、現行の基本通達では、養老保険について保険金受取人が異なるケースとしては、満期保険金の受取人を当該法人、死亡保険金の受取人を被保険者である役員、使用人の遺族とする場合の保険料の取扱い（法基通 9-3-4 (3)）を定めているのみであることからすると、現行の基本通達の基本的な考え方では対応できないものであるとも考えられる。

ハ 保険契約に係る当事者の権利関係

基本通達は、法人が支出した保険料について、保険金受取人が誰であるかによってその取扱いを定めている。しかしながら、保険契約の当事者は保険者（保険会社）と保険契約者であり、契約の関係者にすぎない保険金受取人の有する保険金請求権は保険事故が発生してはじめて具体

的な債権となるものであって、保険期間の途中で保険契約が解約された場合にはその地位を失うこととなる。これまで多額の解約返戻金が生ずるとして問題となった保険商品においても、保険期間中の保険契約者の解約権の行使によって保険契約者が取得する解約返戻金が問題となっているものである。

したがって、現行通達が、保険契約者の有する権利の内容を斟酌せず保険金受取人が誰であるかによって、保険料の全額につき一律にその取扱いを定めることは、こうした保険契約に係る当事者、関係者の権利関係からは、合理的なものといえないと考える。

二 小括

現行の基本通達の取扱いは、通達発遣時に発売されていた保険商品が基本的なものに限られていたことを考慮すれば、上述のような保険数理や保険法の観点からやや合理性に欠けるものであったとしても、実務上の簡便性を考慮すれば、相当なものであったと評価することができる。

しかしながら、今後の保険商品の多様化や最近において見受けられた保険商品に係る課税上の弊害への対応を考えれば、上述のような現行通達の問題点を踏まえた新たな基準を考察していく必要がある。

(2) 保険数理に着目した新たな取扱いの模索

イ 保険料の仕組みに着目した検討

生命保険の保険料は、保険金の支出に当てられる純保険料と保険会社の事務費に充てられる付加保険料に大別でき、両者を合計したものを営業保険料といい保険契約者が支払う保険料の額となっている。更に、純保険料は、死亡保険金の支出に充てる部分の金額と生存保険金（満期保険金）の支出に充てられる部分の金額に区分され、前者のうち直近1年間の保険金支出に当てられる部分の金額を除いた金額と後者の金額の合計額が責任準備金（保険料積立金）として積み立てられることとなる。

そして、責任準備金に積み立てられる部分の金額は、保険期間後半の保険料に充てられるものであることや保険契約者が解約権の行使により

解約返戻金として受領することが可能であることから、前払金（預け金）としての性格を有するものと考えられる。

したがって、こうした保険料の構造からすれば、保険料中で損金性を有すると考えられる部分は、保険契約者が毎期支払う保険料のうち付加保険料部分の金額と死亡保険金に充てられる部分の金額のうち直近1年間の保険金支出に当てられる部分の金額であると指摘することができる。

しかしながら、保険数理上は上述した保険料の区分ごとに計算が行われるものの、それは一部の保険商品を除いては保険契約者が知り得ないものであり、実際の保険商品の保険料の仕組みに着目した取扱いは、理論的ではあるが実務上は困難であるといわざるを得ない。

ロ 解約返戻金に着目した検討

これまで課税上問題視され個別通達の発遣により対応してきた保険商品は、保険の貯蓄性に基因するものがほとんどである。したがって、保険契約の貯蓄の面に着目した取扱いを考察することも有益であると考えられる。

保険契約者は、保険期間中はいつでも任意に解約権を行使することができることとされており、その際には、保険料から積み立てられた責任準備金（保険料積立金）が解約返戻金として保険契約者に支払われることとなっている。また、解約返戻金は、その金額又は計算式（例表）が保険証書等に明示され、保険契約上、保険会社と保険契約者との間で契約時に約定されたものであると解されている。

このような解約返戻金の性質からすれば、保険契約者が支出した保険料のうち、解約返戻金相当額を構成する部分の金額は資産性（貯蓄性）を有するものであることから、支出した保険料の全額を単純損金とするような取扱いは相当ではないと考えることができる。したがって、保険契約者が支払った保険料を損金算入する一方で解約返戻金の額を益金算入する取扱いが、保険数理の考え方を踏まえた妥当な取扱いとなると考える。

しかしながら、解約返戻金の原資となる責任準備金(保険料積立金)には、積み立てられた保険料を予定利率により運用した運用益も含まれており、未実現利益の益金算入となるという検討課題が存することから法的な手当てが必要であり、その場合には他の金融商品を含めた幅広い検討を要するため、直ちには解決策とはなり得ないという問題が存する。

(3) 自然保険料を基礎とした新たな取扱いの提言

上記(2)の保険料の仕組みに着目した考え方及び解約返戻金に着目した考え方は、それぞれ理論的には妥当なものでありながら実務上の困難さがあるとすれば、その基本的な保険数理の考え方に沿ったものとして、自然保険料を基礎とした新たな取扱いを検討することとする。

保険期間が長期にわたる場合には、通常、その保険期間の保険料を一定とする平準保険料が採用されている。これに対し、保険期間1年の死亡保険の保険料を自然保険料という。

現在、ほとんどの保険は平準保険料を採用しているのであるが、自然保険料との関係を見ると、その保険期間の前半に、当該期間の後半において死亡率の上昇により必要となる自然保険料に充てるために、自然保険料を上回る金額をいわば前払的に収受し、その金額を平準化しているものである(さらに生死混合保険であれば満期保険金に充てるための保険料も併せて収受している)。

イ 自然保険料の特質と損金性

自然保険料は保険期間1年の死亡保険に係る保険料であることから、保険商品ごとの保険期間の長短や保険期間中の保険金額の増減の有無にかかわらず、被保険者の年齢とその保険商品の予定利率のみによって算出される。そして、いかなる保険商品であっても自然保険料はその保険料算出のベースともいえるものであり、かつ、保険期間が1年であるために責任準備金(保険料積立金)が積み立てられないものであることから、その保険料は単純な損金としての性格が認められると考える。

そして、自然保険料は、被保険者の年齢とその保険商品の予定利率の

みによって算出されることから、その金額は、明瞭に、かつ、容易に算出されるものであることから執行上も損金の判断基準として簡便であり、また、今後の多様化するであろう保険商品に対する判断基準として汎用性を有するものであると考える。

ロ 付加保険料の取扱い

付加保険料は、保険会社の事務費相当分であり、一般に、新契約費、維持費及び集金費からなり、予定事業比率により計算される。これらは、保険契約の成立、維持に必要な費用であり、保険契約者においては、期間の経過に応じて損金算入すべきものである。しかしながら、一部の保険商品を除いては、その額が公表されていないため、上記の検討のとおり保険料の額を区分し自然保険料のみを損金算入することとなれば、付加保険料をどのように取り扱うかが問題となる。

これについては、付加保険料の額が明示された保険契約にあつてはその額を損金に算入することとし、明らかでない場合には便宜的に保険料の一定割合（養老契約にあつては10%程度、定期保険契約にあつては20%程度）を付加保険料の額とみなして損金算入することが考えられる。

ハ 小括

上記の検討のとおり、保険契約者である法人が支出した保険料については、その保険料中、自然保険料相当額を損金の額に算入することとし、付加保険料を除き、平準保険料のうち保険期間の前半において自然保険料を上回る部分については損金算入を認めない（前払い部分として支出時に資産計上し、自然保険料の上昇に合わせて損金算入）こととすることが相当と考える。

なお、上記（2）ロで述べた純保険料のうち死亡保険金に充てられる部分の金額の保険期間中の合計額と自然保険料の保険期間中の合計額は、予定利率による運用益に相当する部分の額が一致しないこととなり、特に死亡保険では、保険期間の末期において後者が前者を上回ることとなる。これについては、保険料の支払総額を上限とした損金算入額を設け

ることにより対応するものとする。

(4) 保険契約に係る当事者の権利関係に着目した取扱いの提言

保険契約者は保険契約の当事者として、保険料支払義務を有するとともに、その権利として変更権や解約権を有しており、他方、保険金受取人の有する保険金請求権はいわゆる期待権にとどまるものであり保険契約者の有する権利の下ではその権利は極めて不安定、かつ、脆弱なものといえる。このような保険契約に係る当事者の権利関係に着目すれば、まず、自然保険料のみ損金性を有するものとして取り扱うこととし、当該自然保険料が保険金受取人への経済的利益の供与と認められる場合には当該自然保険料相当額についてのみ給与課税を行うことが相当であるとする。

また、法的手当てを前提に、解約返戻金の資産計上を求める取扱いを採用した場合にあっては、支払った保険料とその時に見積もられる解約返戻金の金額との差額のみが損金性を有しそれが保険金受取人への経済的利益の供与と認められるときには、当該差額について給与課税を行うこととなる。

いずれにしても、保険契約者が有する保険契約の解約権等を踏まえれば、現行の取扱いが、それが保険金受取人への経済的利益の供与と認められる場合に保険料の全額について給与課税を行うとする取扱いは改めるべきものとする。

3 結論

上記検討のとおり、法人が保険契約者となる保険契約の保険料については、現行の取扱いを改め、自然保険料相当額と付加保険料の合計額を損金の額に算入する取扱いとすべきとする。

なお、その場合であっても、保険期間が短期であって、かつ、満期保険金の支払がない保険契約に係る保険料にあっては、実務上の簡便性にも配慮し、現行取扱いの原則損金算入を認めることが相当であるとする。

また、保険契約者が有する保険契約の解約権等を踏まえれば、現行の取扱

いが、それが保険金受取人への経済的利益の供与と認められる場合に保険料の全額について給与課税を行うとする取扱いは改めるべきである。

目 次

| | |
|---------------------------------|-----|
| はじめに | 117 |
| 第1章 保険商品の支払保険料を巡るこれまでの議論と変わらぬ課題 | 119 |
| 第1節 法人税基本通達における取扱い | 119 |
| 1 養老保険に係る保険料 | 119 |
| 2 定期保険に係る保険料 | 120 |
| 3 定期付養老保険に係る保険料 | 121 |
| 4 法人税基本通達における考え方（まとめ） | 122 |
| 第2節 個別の保険商品への対応（個別通達の発遣等） | 122 |
| 1 個別通達の概要等 | 123 |
| 2 最近における個別商品への対応の状況 | 127 |
| 第3節 支払保険料の損金性を巡る課題 | 131 |
| 1 保険の貯蓄性と保険料の損金性 | 131 |
| 2 実務上の簡便性の要請と損金算入の適正性の確保 | 132 |
| 3 保険契約に係る当事者の権利関係 | 133 |
| 4 小括 | 133 |
| 第2章 保険料の仕組みと生命保険会計 | 134 |
| 第1節 保険料の仕組み | 134 |
| 1 保険料の構造 | 134 |
| 2 純保険料 | 134 |
| 3 付加保険料 | 138 |
| 4 自然保険料と平準保険料 | 138 |
| 5 契約者配当 | 139 |
| 第2節 生命保険会計 | 139 |
| 1 生命保険会計とは | 139 |
| 2 保険料収入と責任準備金 | 139 |
| 3 責任準備金の意義 | 140 |

| | | |
|-----|----------------------------|-----|
| 4 | 責任準備金（保険料積立金）の積立方法 | 143 |
| 第3章 | 生命保険契約を巡る法律関係 | 145 |
| 第1節 | 生命保険契約に係る権利義務 | 145 |
| 1 | 保険者 | 145 |
| 2 | 保険契約者 | 146 |
| 3 | 被保険者 | 148 |
| 4 | 保険金受取人 | 150 |
| 第2節 | 保険契約者の有する権利と保険金受取人の地位 | 151 |
| 1 | 生命保険契約の解除等と積立金の払戻し | 151 |
| 2 | 解約権と解約返戻金請求権 | 154 |
| 3 | 解約返戻金の内容 | 154 |
| 4 | 責任準備金に対する保険契約者の権利とその財産的性格 | 156 |
| 第4章 | 新たな取扱いの検討 | 158 |
| 第1節 | 保険数理に着目した新たな取扱いの模索 | 158 |
| 1 | 保険料の仕組みに着目した取扱いの検討 | 158 |
| 2 | 解約返戻金に着目した取扱いの検討 | 161 |
| 第2節 | 自然保険料を基礎とした取扱いの提言 | 165 |
| 1 | 自然保険料の損金算入の可否 | 165 |
| 2 | 保険契約に係る当事者の権利関係に着目した取扱いの提言 | 169 |
| | 結びに代えて | 171 |

はじめに

法人が、その役員、使用人の福利厚生のため、あるいは事故発生時の経営面での打撃を軽減するため、それらの者を被保険者として保険契約を締結することが多く見受けられる。それらの保険のうち保険期間が長期に及ぶ生命保険商品にあっては、保険期間中の保険料を一定とする平準保険料の下、責任準備金（保険料積立金）が積み立てられることから、その性質は保障と貯蓄の二面性を有するといわれている。

このような性質を有する保険契約に係る支払保険料の法人税法上の取扱いについては、3種類の基本的な保険商品について、法人税基本通達において明らかにされているところである。その内容は、保険数理の考え方を基礎にしながらも、実務における簡便性にも配慮して、例えば、定期保険（死亡保険金のみ支払われる保険契約）は、満期保険金（生存保険金）の支払がないことから、原則として支払保険料全額の損金算入を認めているところであり、養老保険（満期保険金か死亡保険金のいずれかが支払われる保険契約）において満期保険金受取人が当該法人、死亡保険金受取人がその役員、使用人の遺族である場合にあっては、支払保険料のうち1/2を資産計上し、残額1/2の損金算入を認めている。

ところが、近年、様々な保険商品が発売され、その中には、満期保険金のない定期保険であっても保険期間の途中で解約すると相当多額の解約返戻金が生ずるものなど、その支払保険料について基本通達の取扱いをそのまま適用した場合には課税上の弊害が生ずるものも見受けられたところである。課税当局は、こうした保険商品については、その都度、個別通達を発遣するなどして対応してきたところであるが、今後も発売されるであろう多種多様な保険商品について、これまでのような逐次の個別的対応を行うことには限界があるものと考えられる。また、基本通達に取扱いを明らかにしている保険商品であっても新たな契約形態のものが発売されており、基本通達の内容そのものについても見直す必要が生じている。

このようなことから、現行の基本通達の取扱いのみでは、もはや保険料の損金性の判断基準として十分な機能を果たしていないとの問題意識の下、その基準について抜本的な見直しを行うべく研究を行うこととしたい。

第1章 保険商品の支払保険料を巡るこれまでの議論と変わらぬ課題

第1節 法人税基本通達における取扱い

法人を契約者とし、役員又は使用人を被保険者とする生命保険契約の保険料の取扱いについては、昭和55年の法人税基本通達（以下「法基通」という。）の改正⁽¹⁾によりその取扱いが明らかにされている。すなわち、生命保険契約が保障と貯蓄の二面性を持つことから、支払保険料と死亡保険金・満期保険金等の給付との関係に着目し、保険金取手が当該法人と使用人等のいずれであるかにより保険料を資産計上する部分と期間の経過に応じて損金の額に算入する部分に区分するとともに、更に後者の場合においてそれが使用人等に対する経済的利益の供与と認められる場合には給与として取扱うこととしている。

1 養老保険に係る保険料

(1) 概要

養老保険とは、被保険者が死亡した場合には死亡保険金が、保険期間満了時に被保険者が生存している場合には満期保険金が支払われる生命保険（生死混合保険）をいう。養老保険に係る保険料については、法基通9-3-4《養老保険に係る保険料》により保険金受取人の区分に応じて次のとおりとされている。

- ① 死亡保険金及び生存保険金の受取人が当該法人である場合 その支払った保険料の額は、保険事故の発生又は保険契約の解除若しくは失効により当該保険契約が終了するときまでは資産に計上するものとする。
- ② 死亡保険金及び生存保険金の受取人が被保険者又はその遺族である場合 その支払った保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与とす

(1) 昭和55年直法2-15（例規）「法人税基本通達等の一部改正について」

る。

- ③ 死亡保険金の受取人が被保険者の遺族で生存保険金の受取人が当該法人である場合 その支払った保険料の額のうち、2分の1に相当する金額は①により資産に計上し、残額は期間の経過に応じて損金の額に算入する。ただし、役員又は部課長その他特定の使用人（これらの者の親族を含む。）のみを被保険者としている場合には、当該残額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。

（2）取扱いの考え方

本通達の考え方は、生死混合保険である養老保険に死亡時の死亡保険金による保障と満期時の満期保険金の給付の二面性があることに着目し、保険金受取人が誰であるかによってその取扱いが異なることとしている。そして、その貯蓄性から死亡保険金及び生存保険金の両方の受取人が法人の場合には支払保険料の全額について資産計上が求められ、被保険者又はその遺族である場合には給与として取り扱うこととしている。また、③の場合には法人が受取人となっている生存保険金に係る積立保険料部分は当該法人において資産計上し、被保険者の遺族が受取人となっている死亡保険金に係る危険保険料部分は原則として一種の福利厚生費として損金に算入することとしている。この場合の2分の1の考え方は、法人が一般に45歳以上の役員等を対象に養老保険に加入する例が多いとみられるところ、このような年齢層を被保険者とする典型的な養老保険においては、危険保険料と積立保険料の割合がほぼ同額になるとみられるためと説明されている⁽²⁾。

2 定期保険に係る保険料

（1）概要

定期保険とは、保険期間内に被保険者が死亡した場合にのみ保険金が支

(2) 窪田ほか編著『法人税基本通達逐条解説（五訂版）』807頁（税務研究会出版局、平20）

払われる生命保険（死亡保険）をいう。定期保険に係る保険料については、法基通 9-3-5《定期保険に係る保険料》により次のようにその取扱いが定められている。

- ① 死亡保険金の受取人が当該法人である場合 その支払った保険料の額は、期間の経過に応じて損金の額に算入する。
- ② 死亡保険金の受取人が被保険者の遺族である場合 その支払った保険料の額は、期間の経過に応じて損金の額に算入する。ただし、役員又は部課長その他特定の使用人（これらの者の親族を含む。）のみを被保険者としている場合には、当該金額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。

（2）取扱いの考え方

本通達の考え方として、定期保険は一定期間内に被保険者が死亡した場合のみ保険金が支払われる死亡保険であり、養老保険のように満期保険金がないことからその保険料には貯蓄性がないので、①の場合には一種の金融費用的なものとして、②の場合には一種の福利厚生費として考え、損金の額に算入することと説明されている⁽³⁾。

3 定期付養老保険に係る保険料

（1）概要

定期付養老保険とは、養老保険に定期保険を付したものをいう。定期付養老保険に係る保険料については、法基通 9-3-6《定期付養老保険に係る保険料》により次のようにその取扱いが定められている。

- ① 保険料の額が生命保険証書等において養老保険に係る保険料の額と定期保険に係る保険料の額とに区分されている場合 それぞれの保険料の額について、養老保険又は定期保険の取扱いの例による。
- ② ①以外の場合 その保険料の額について、養老保険の例による。

(3) 窪田ほか・前掲注(2)809頁

(2) 取扱いの考え方

定期付養老保険の保険料については、養老保険＋定期保険という商品の特質から、その保険料が養老保険に係る保険料と定期保険に係る保険料とに明確に区分されている場合には、それぞれの保険料について法基通9-3-4又は9-3-5に定める養老保険又は定期保険に係る保険料の取扱いによることが合理的であり、それらが区分されていない場合にはその保険料の全額について法基通9-3-4に定める養老保険に係る保険料の取扱いによることとされているのである⁽⁴⁾。

4 法人税基本通達における考え方（まとめ）

上述のとおり、法人税基本通達においては、養老保険、定期保険及び定期付養老保険の3種類の基本的な保険商品に係る保険料の取扱いについて、明らかにしている。その考え方は、まず、その生命保険契約から生ずる保険金が死亡保険金であるのか生存保険金であるのかにより区分し、前者に充てられる保険料については掛け捨て部分であることから貯蓄性がないものとし、後者に充てられる保険料については満期まで積み立てられることから貯蓄性があるものとして取り扱うこととしているのである。そして、更に保険金受取人が法人であるか被保険者たる役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）であるかにの別により、貯蓄性がない保険料については単純損金か被保険者に対する給与に、貯蓄性がある保険料については法人の資産に計上するか被保険者に対する給与としているのである。

第2節 個別の保険商品への対応（個別通達の発遣等）

前述のとおり、法人を契約者とし役員又は使用人を被保険者とする生命保険契約の保険料の取扱いについては、法人税基本通達によりその取扱いが明らか

(4) 窪田ほか・前掲注(2) 813頁

にされているのであるが、その内容は基本的な保険商品の取扱いのみを定めているにすぎない。このため、その後発売された新種の保険商品の中には法人税基本通達の取扱いをそのまま適用すると課税上の弊害の生ずるものがあり、国税庁ではこれの保険商品については個別の長官通達を発遣してその取扱いを定めている。

本節では、まず、そうした個別通達について主要なものの概要を記すとともに、最近において課税当局がとってきた個別商品への対応を述べることにする。

1 個別通達の概要等

- (1) 長期平準定期保険及び逡増定期保険に係る保険料（昭 62 直法 2-2「法人が支払う長期平準定期保険等の保険料の取扱いについて」）

長期平準定期保険は保険期間が極めて長期にわたる定期保険であり、また、逡増定期保険は保険期間中に保険金額が逡増する定期保険であるが、いずれの定期保険も各年の保険料が平準化されており当該保険期間の前半において支払う保険料の中に相当多額の前払保険料が含まれているため、保険期間の途中で解約した場合には多額の解約返戻金が生ずることとなる。このため、法基通 9-3-5 の定期保険の通達をそのまま適用するのは適当でないことから、次のように取り扱うこととされている。

イ 長期平準定期保険に係る保険料

長期平準定期保険とは、保険期間満了時の被保険者の年齢が 70 歳を超え、かつ、保険加入時の被保険者の年齢に保険期間の 2 倍に相当する数を加えた数が 105 を超える保険契約をいう。

- ① 保険期間の 6 割相当期間を経過するまでの期間にあっては、各年の支払保険料の 2 分の 1 相当額を前払金等として資産に計上し、残額の 2 分の 1 相当額を一般の定期保険の保険料の取扱いの例により損金の額に算入する。
- ② 保険期間の 6 割相当期間を経過した後の期間にあっては、各年の支払保険料の額を一般の定期保険の保険料の取扱いの例により損金の額

に算入するとともに、①により資産に計上した前払金の累積額をその期題の経過に応じ取り崩して損金の額に算入する。

ロ 通増定期保険に係る保険料

通増定期保険とは、保険期間の経過により保険金額が5倍までの範囲で増加する定期保険のうち、その保険期間満了時の被保険者の年齢が45歳を越えるものをいう。

① 保険期間の6割相当期間を経過するまでの期間にあっては、各年の支払保険料につき、次の区分に従いそれぞれ次に掲げる金額を前払金等として資産に計上し、残額を一般の定期保険の例により損金の額に算入する。

i) 保険期間満了の時における被保険者の年齢が45歳を超えるもの
(ii又はiiiに該当するものを除く。)……………支払保険料の2分の1に相当する金額

ii) 保険期間満了の時における被保険者の年齢が70歳を超え、かつ、当該保険に加入した時における被保険者の年齢に保険期間の2倍に相当する数を加えた数が95を超えるもの(iiiに該当するものを除く。)……………支払保険料の3分の2に相当する金額

iii) 保険期間満了の時における被保険者の年齢が80歳を超え、かつ、当該保険に加入した時における被保険者の年齢に保険期間の2倍に相当する数を加えた数が120を超えるもの……………支払保険料の4分の3に相当する金額

② 保険期間の6割相当期間を経過した後の期間にあっては、各年の支払保険料の額を一般の定期保険の保険料の取扱いの例により損金の額に算入するとともに、①により資産に計上した前払金の累積額をその期題の経過に応じ取り崩して損金の額に算入する。

(2) 介護費用保険に係る保険料(平元 直審4-25ほか「法人又は個人事業主が支払う介護費用保険の保険料の取扱いについて」)

介護費用保険とは、被保険者が寝たきり又は痴ほうにより介護が必要な

状態になったときに保険事故が生じたとして保険金が支払われるものである。

介護費用保険は、保険期間が終身であって、保険事故の多くが被保険者が高齢になってから発生するにもかかわらず各年の支払保険料が毎年平準化されているため、60歳ころまでに中途解約又は失効した場合には、相当多額の解約返戻金が生ずる。

このため、支払保険料を単に支払の対象となる期間の経過により損金の額に算入するのは適当でない。介護費用保険に係る保険料の取扱いについては、次によることとされている。

- ① 保険料を年払又は月払する場合 支払の対象となる期間の経過に応じて損金の額に算入することとするが、保険料払込期間のうち被保険者が60歳に達するまでの支払分については、その50%相当額を前払費用等として資産に計上し、被保険者が60歳に達した場合には、当該資産に計上した前払費用等の累積額を60歳以後の15年で期間の経過により損金の額に算入する。
- ② 保険料を一時払する場合 保険料払込期間を加入時か75歳に達するまでと仮定し、その期間の経過に応じて期間経過分の保険料につき①により取り扱う。

本通達において支払保険料のうち資産計上割合を50%相当額としたのは、60歳における解約返戻金の支払保険料の累計額に占める割合が、60歳払込済みで加入年齢50歳の場合は63%から67%、加入年齢40歳の場合で71%から80%と相当高率であることからとされている。また、資産に計上した支払保険料について保険期間が終身であるにもかかわらず60歳以後15年間で損金の額に算入することとしているのは、75歳をもって解約返戻金の額がゼロとなること、及び男性の平均寿命が75歳であることによるとされている⁽⁵⁾。

(5) 有賀文宣「法人が介護費用保険の契約者となった場合の税務上の取扱いについて」税理33巻4号93頁

(3) 個人年金保険に係る保険料（平2 直審4-19「法人が契約する個人年金保険に係る保険料の取扱いについて」）

個人年金保険は、年金支払開始日に被保険者が生存しているときには、同日以後一定期間にわたって年金が支払われ、また、同日前に被保険者が死亡していたときには、所定の死亡給付金が支払われる生命保険であるが、いわゆる満期保険金はなく、死亡給付金が保険料払込期間の経過に応じて逡増するなど、同じく被保険者の生存又は死亡を保険事故とする養老保険とはその仕組みが異なっている。このため、個人年金保険の保険料については、次のように取り扱うこととされている。

① 死亡給付金及び年金の受取人が当該法人である場合

その支払った保険料の額は、被保険者の死亡又は年金支給開始日の到来により取り崩すまでは資産に計上するものとする。

② 死亡給付金及び年金の受取人が被保険者又はその遺族である場合

その支払った保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。

③ 死亡給付金の受取人が被保険者の遺族で、年余の受取人が当該法人である場合

その支払った保険料の額のうち90%に相当する金額は①により資産に計上し、残額は期間の経過に応じて損金の額に算入する。ただし、役員又は部課長その他特定の使用人（これらの者の親族を含む。）のみを被保険者としている場合には、当該残額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。

個人年金保険は、被保険者の死亡又は生存を保険事故とする生命保険契約であり、保障と貯蓄の二面性があることから、基本的には養老保険の取扱いに準拠している。しかし、③の場合には、養老保険の2分の1資産計上に比して90%の資産計上を要求している。これは、個人年金保険への加入は年金支払開始年齢を55歳から65歳とするものが多いと考えられるが、このような保険契約の場合には保険料のうち貯蓄保険料部分の割合が平均

的にほぼ90%となっているからであるとされている⁽⁶⁾。

2 最近における個別商品への対応の状況

(1) 長期平準定期保険及び遡増定期保険への対応

満期保険金の支払がない定期保険（死亡保険）は、いわゆる掛け捨てといわれる保険契約であるが、保険数理上は、保険期間が長期に及ぶ場合には責任準備金（保険料積立金）が積み立てられ、保険期間の途中で解約した場合には解約返戻金が生ずることとなる。このような保険の特性を利用して、これまで、解約返戻金が相当多額に生ずるような保険商品が開発され、節税商品として販売されてきた。課税当局は、そのような保険契約については、

- ① 保険料の全額が損金算入される一方で解約時まで益金計上がなされな
いため、損金の先行計上により適正な期間所得計算が歪められるおそれ
があること
- ② 保険契約の解約権は保険契約者に保留されていることが通常であるこ
とから、保険契約者である法人はいつでも換金可能な簿外資産を有して
いることとなること

などの課税上の弊害が生ずることから、原則としてその保険料の全額損金計上を認めている基本通達の取扱いをそのまま適用することは不相当であるとして、個別に通達を発遣してきたところである。

例えば、前記1(1)の長期平準定期保険、遡増定期保険への対応が一例として挙げられよう。長期平準定期保険とは、満期保険金のない定期保険であるが、保険期間を30年から50年といった極めて長期の定期保険とし、中途解約の場合に極めて多額の解約返戻金が生ずる定期保険である。また、遡増定期保険とは、保険期間はそれほど長期としないが保険金額を保険期間の経過に応じて遡増させ、長期平準定期保険と同様に多額の解約返戻金

(6) 有賀文宣「法人が契約する個人年金保険に係る法人税の取扱い」税理33巻9号113頁

が生ずる定期保険である。

課税当局は、これらの保険について上述のような課税上の弊害が認められるとして、次のように、個別通達により、その支払保険料の個別的取扱いを明らかにしてきた。

- ① まず、長期平準定期保険について、保険期間の一定期間中その支払保険料の一定割合の資産計上を要することとした（昭62直法2-2）。
- ② その後、①の個別通達発遣を契機として、保険期間を長期平準定期保険に該当しないものにした上で、保険金額を遡増させることにより多額の解約返戻金が生ずる遡増定期保険が発売されたため、上記個別通達の一部改正を行った（平8課法2-3）。
- ③ さらに、遡増定期保険について、個別通達の適用を受けない範囲内で、多額の解約返戻金が生ずる新たなタイプの遡増定期保険が開発、販売されたため、課税当局は更なる個別通達の改正を行った（平20課法2-3）。

このように、定期保険については、基本通達を適用することが適当でない保険商品について個別通達を発遣してきているところであるが、その対応は、課税当局にとって、保険会社の商品開発、販売の状況次第での逐次の対応を強いられており、いわばイタチゴッコの様相を呈しているといえる。

（2）長期傷害保険への対応

長期傷害保険とは、被保険者の災害による死亡、障害を保険事故として保険金が支払われる保険契約で、いわゆる満期返戻金はないが、病気による死亡、保険契約の失効、告知義務違反による解除及び解約等の場合には、保険料の払込期間に応じた所定の払戻金が保険契約者に支払われる。

ところで、法人が自己を契約者とし役員又は使用人を被保険者とする養老保険、定期保険等に付された障害特約等に係る保険料については、期間の経過に応じて損金の額に算入する、あるいは当該役員又は使用人に対する給与とする旨法基通9-3-6の2《傷害特約等に係る保険料》において明らかにされている。生命保険各社は、長期傷害保険に係る保険料について

も、当該通達が準用され損金の額に算入されるとの説明を行って販売していたものである。

しかしながら、一般に、傷害特約に係る保険事故の発生率は、死亡率とは異なり年齢にかかわらずほぼ一定であることを前提として保険設計がなされているところ、長期傷害保険に係る保険料については、その保険設計上、保険期間の前半において支払う保険料の中に相当多額の前払保険料が含まれており、高齢に達するまでの支払保険料には高齢時の危険保険料に充てる前払保険料の部分が含まれており、上記の取扱いの予定している傷害特約とは全く異なる保険設計となっている。

このため、長期傷害保険に係る保険料について、課税当局が生命保険協会に指摘したところ、次のような取扱いを内容とする文書照会がなされ、課税当局において照会者見解のとおりで差し支えない旨の回答（平成 18 年 4 月 28 日付国税庁課税部長名による文書回答）⁽⁷⁾がなされているところである。

- ① 保険期間の開始の時から当該保険期間の 70%に相当する期間（前払期間）を経過するまでの期間にあっては、各年の支払保険料の 4 分の 3 に相当する金額を前払金等として資産計上し、残額については損金の額に算入する。
- ② 保険期間のうち前払期間経過後の期間にあっては、各年の支払保険料の額を損金の額に算入するとともに、①による資産計上額の累計額（既にこの②の処理により取り崩したものを除く。）につき、次の算式により、計算した金額を取り崩して損金の額に算入する。

$$\text{資産計上額累計額} \times 1 / (105 - \text{前払期間経過年齢}) = \text{損金算入額(年額)}$$

（注）前払期間経過年齢：前払期間が経過した時における被保険者の年齢をいう。

（3）がん保険への対応

(7) <http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/bunshokaito/hojin/060428/01.htm>

がん保険は、被保険者のがんによる死亡、入院、手術等を保険事故として保険金が支払われる保険契約であり、満期保険金がないことなどから、支払保険料の全額の損金算入が認められてきた（昭50直審4-76）。

しかしながら、近年、保険期間が終身にもかかわらず保険料の払込期間を短期（5年程度）とし多額の解約返戻金が生ずる商品が発売され、課税上の弊害が見受けられた。このため、課税庁は、そのようながん保険商品について、保険料の一定割合の資産計上を要する旨の新たな通達を発遣し、課税の適正化を図ったところである（平13課審4-100）。⁽⁸⁾

(4) いわゆる「逆パターン」の養老保険への対応

養老保険は、満期保険金か死亡保険金のいずれかが支払われる生死混合保険であり、その保険料については、保険金の受取人が誰であるかによって、その取扱いが定められている（法基通9-3-4）。

ところが、近年、満期保険金の受取人を被保険者とし、死亡保険金の受取人を当該法人とする、現行の基本通達の定めのないパターンの商品（生保各社は「逆パターン」と称しているようである。）が発売され、生保各社は通達の取扱いを類推し、支払保険料の2分の1を給与、残額を損金算入できる全額損金プランとして販売を行っている。

しかしながら、一般に、現に法人の業務に従事している役員、使用人である被保険者に死亡という保険事故が生ずる確率は、満期保険金の支払が生ずる確率に比して極めて低いものであり、このような保険は、(万一の保障という側面は否定できないものの、)もっぱら満期保険金の供与を目的としていると言わざるを得ない。したがって、保険料の2分の1について給与課税がなされるとしても、その全額が損金算入されるとの取扱いには、その妥当性に疑問が生ずる。⁽⁹⁾

(8) ただし、がん保険については、今なお高い解約払戻金率であるとして節税商品と称して販売されている現状にあり、新通達によって課税上の弊害がすべて除去されたかどうかについては、更なる検証が必要である。

(9) なお、このような養老保険の全額損金プランを巡って、同族会社をその契約者とし、当該同被保険者を当該同族会社の役員ら又はその親族、死亡保険金の受取人を

第3節 支払保険料の損金性を巡る課題

1 保険の貯蓄性と保険料の損金性

基本通達においては、定期保険に係る保険料について、その保険契約が必ず保険金が支払われるものでない、いわゆる掛け捨てといわれるものであることから、原則としてその保険料の全額損金計上を認めている（法基通9-3-5）。しかしながら、保険は保障と貯蓄の二面性を有するゆえに、こうした保険であっても保険期間が1年以上の長期に及ぶものは、必ず責任準備金（保険料積立金）が積み立てられ、保険期間の途中で解約した場合に支払われることとなる解約返戻金の財源となっている。

こうした保険数理上の特質を利用して、これまで、その保険期間を極めて長期とする、あるいは、保険金額を保険期間の後半に通増させるなどの特異な商品設計を行うことにより、解約返戻金が相当多額に生ずるような保険商品が開発・販売されてきた。課税当局は、そのような保険商品については、課税上の弊害が生ずることから、前述のように、個別に通達を発遣するなどして課税の適正化を図ってきたところである。

しかしながら、その対応は、課税当局にとって、保険会社の商品開発、販売の状況次第での逐次の対応を強いられているといえ、基本通達の取扱いがもはや保険料の損金性の判断基準として機能しているかどうか疑問なしとしない。また、現行の基本通達が、必然的に保険金支出が生ずるかどうかによ

同法人、満期保険金の受取人を当該役員らとした場合において、当該役員らが満期保険金を受領した場合の一時所得の計算上の「収入を得るために支出した金額」について争訟となった。裁判所は、保険料を原告らと同法人が2分の1ずつ負担した養老保険契約において、原告らが満期保険金を受領した場合、所得税における一時所得の金額の計算上、原告らが負担した保険料のみならず、同法人が負担した保険料も、所得税法34条2項の「収入を得るために支出した金額」として控除できると判示した（福岡地判平21.1.27（判タ1304号179頁）、その控訴審福岡高判平21.7.29（裁判所HP行政事件裁判例）、なお、本件は国側が上告申である。）。この裁判例は、所得税法34条2項と所得税法施行令183条2項2号の解釈を巡るものであるが、全額損金プランの養老保険を奇貨とした租税回避的な納税者の行動を巡る租税事件であるといえる。

り保険料の取扱いを定めていることは、こうした保険の特質や昨今の企業向け保険商品から生じている課税上の弊害からみると、合理的なものとはいえないと考える。

2 実務上の簡便性の要請と損金算入の適正性の確保

養老保険に係る保険料については、上述のとおり、満期保険金受取人が当該法人、死亡保険金受取人がその役員、使用人の遺族である場合にあっては、1/2の損金算入を認めることとしている(法基通9-3-4)。

しかしながら、筆者の試算によれば、こうした保険への加入例が多いとみられる中高年層の者を被保険者とする養老保険では、支払保険料中、満期保険金に充てられる部分は、70%から80%程度であり、現行の取扱いは、実務上の簡便性を優先した取扱いであると言わざるを得ず、保険数理の観点からは必ずしも合理的なものではない。

また、前述のように、近年、現行の基本通達に定めのない「逆パターン」と称される養老保険が発売され、生保各社は、全額損金プランとして販売を行っている。これについては、このような保険は専ら満期保険金の供与を目的としていると言わざるを得ないものであり、保険料の2分の1について給与課税がなされるとしても、その全額が損金算入されるとの取扱いには、その妥当性に疑問が生ずるところであるが、現行の基本通達では、養老保険について保険金受取人が異なるケースとしては、満期保険金の受取人を当該法人、死亡保険金の受取人を被保険者である役員、使用人の遺族とする場合の保険料の取扱い(法基通9-3-4(3))を定めているのみであることからすると、現行の基本通達の基本的な考え方では対応できないものであるとも考えられる⁽¹⁰⁾。

(10) 逆パターンのケースが基本通達に定められていないのは、通達制定時においては、このような形態のものが発売されていなかったためといわれている。なお、その理由として仄聞するところ、こうした受取人指定をした場合には保険のモラルリスクが生じかねないからであったとされる。

3 保険契約に係る当事者の権利関係

基本通達は、法人が支出した保険料について、保険金受取人が誰であるかによってその取扱いを定めている。しかしながら、保険契約の当事者は保険者（保険会社）と保険契約者であり、契約の関係者にすぎない保険金受取人の有する保険金請求権は保険事故が発生してはじめて具体的な債権となるものであって、保険期間の途中で保険契約が解約された場合にはその地位を失うこととなる。これまで多額の解約返戻金が生ずるとして問題となった保険商品においても、保険期間中の保険契約者の解約権の行使によって保険契約者が取得する解約返戻金が問題となっているものである。

したがって、現行通達が、保険契約者の有する権利の内容を斟酌せず保険金受取人が誰であるかによって、保険料の全額につき一律にその取扱いを定めることは、こうした保険契約に係る当事者、関係者の権利関係からは、合理的なものといえないと考える。

4 小括

現行の基本通達の取扱いは、通達発遣時に発売されていた保険商品が基本的なものに限られていたことを考慮すれば、上述のような保険数理や保険法の観点からやや合理性に欠けるものであったとしても、実務上の簡便性を考慮すれば、相当なものであったと評価することができる。

しかしながら、今後の保険商品の多様化や最近において見受けられた保険商品に係る課税上の弊害への対応を考えれば、上述のような現行通達の問題点を踏まえた新たな基準を考察していく必要がある。

このようなことから、現行の基本通達の取扱いのみではもはや保険料の損金性の判断基準として十分な機能を果たしていないとの問題意識の下、次章以下において、その基準について抜本的な見直しを行うべく研究・提言を試みることとしたい。

第2章 保険料の仕組みと生命保険会計

第1節 保険料の仕組み

1 保険料の構造

保険契約者の支払う保険料は一般に営業保険料といわれ、純保険料と付加保険料から構成されている。このうち純保険料は保険会社が生命保険契約に基づき発生する保険金の支払の原資となる部分であり、付加保険料は保険会社の運営上必要な請経費の支払に充てる部分である。更に、純保険料は理論上死亡保険金の支払に充てる危険保険料と満期保険金の支払に充てる貯蓄保険料に区分される。純保険料は死亡率と利率、付加保険料は事業費率を定めることにより算定することができるので、予定死亡率、予定利率、予定事業費率の三つを通常、保険料の基礎率と称している。

2 純保険料

純保険料は保険金支払のみに充てられる保険料であって、保険会社が将来収入する保険料の額と保険金として支払うこととなる金額が等しくなる「收支相等の原則」に従って、予定死亡率と予定利率から計算される。

(1) 予定死亡率

人の生死を保険事故とする生命保険契約にあつては、その生死を予測することが保険料算定の前提となる。被保険者個々の生死は予測できないが、いわゆる「大数の法則」によって、集団として統計をとっていけば死亡する割合を予測することができる。生命保険会社では、一定期間内の被保険者中の死亡者数を基に経験値により作成された生命表（現在使用されているのは、生保標準生命表 2007 である。）を保険料算定に使用している。

(参考) 生命表の例

○ 生保標準生命表 2007 (死亡保険用) (男)

| 年齢 x | 生存数 l_x | 死亡数 d_x | 死亡率 q_x | 平均余命 \bar{e}_x |
|--------|-----------|-----------|-----------|------------------|
| 0 | 100,000 | 108 | 0.00108 | 78.24 |
| 1 | 99,892 | 75 | 0.00075 | 77.32 |
| 2 | 99,817 | 49 | 0.00049 | 76.38 |
| 3 | 99,768 | 31 | 0.00031 | 75.42 |
| 4 | 99,737 | 21 | 0.00021 | 74.44 |
| 5 | 99,716 | 17 | 0.00017 | 73.46 |
| 6 | 99,699 | 16 | 0.00016 | 72.47 |
| 7 | 99,683 | 16 | 0.00016 | 71.48 |
| 8 | 99,667 | 16 | 0.00016 | 70.49 |
| 9 | 99,651 | 15 | 0.00015 | 69.50 |
| 10 | 99,636 | 14 | 0.00014 | 68.51 |
| 11 | 99,622 | 13 | 0.00013 | 67.52 |
| 12 | 99,609 | 14 | 0.00014 | 66.53 |
| 13 | 99,595 | 18 | 0.00018 | 65.54 |
| 14 | 99,577 | 25 | 0.00025 | 64.55 |
| 15 | 99,552 | 36 | 0.00036 | 63.57 |
| 16 | 99,516 | 49 | 0.00049 | 62.59 |
| 17 | 99,467 | 62 | 0.00062 | 61.62 |
| 18 | 99,405 | 73 | 0.00073 | 60.66 |
| 19 | 99,332 | 79 | 0.00080 | 59.70 |
| 20 | 99,253 | 83 | 0.00084 | 58.75 |
| 21 | 99,170 | 85 | 0.00086 | 57.80 |
| 22 | 99,085 | 84 | 0.00085 | 56.85 |
| 23 | 99,001 | 83 | 0.00084 | 55.90 |
| 24 | 98,918 | 82 | 0.00083 | 54.94 |
| 25 | 98,836 | 81 | 0.00082 | 53.99 |
| 26 | 98,755 | 80 | 0.00081 | 53.03 |
| 27 | 98,675 | 79 | 0.00080 | 52.07 |
| 28 | 98,596 | 80 | 0.00081 | 51.12 |
| 29 | 98,516 | 82 | 0.00083 | 50.16 |
| 30 | 98,434 | 85 | 0.00086 | 49.20 |
| 31 | 98,349 | 88 | 0.00089 | 48.24 |
| 32 | 98,261 | 90 | 0.00092 | 47.28 |
| 33 | 98,171 | 94 | 0.00096 | 46.33 |
| 34 | 98,007 | 98 | 0.00100 | 45.37 |
| 35 | 97,979 | 103 | 0.00105 | 44.41 |
| 36 | 97,876 | 110 | 0.00112 | 43.46 |
| 37 | 97,766 | 116 | 0.00119 | 42.51 |
| 38 | 97,650 | 125 | 0.00128 | 41.56 |

| 年齡 x | 生存數 l_x | 死亡數 d_x | 死亡率 q_x | 平均余命 e_x° |
|--------|-----------|-----------|-----------|------------------|
| 39 | 97,525 | 134 | 0.00137 | 40.61 |
| 40 | 97,391 | 144 | 0.00148 | 39.67 |
| 41 | 97,247 | 157 | 0.00161 | 38.72 |
| 42 | 97,090 | 171 | 0.00176 | 37.79 |
| 43 | 96,919 | 186 | 0.00192 | 36.85 |
| 44 | 96,737 | 204 | 0.00211 | 35.92 |
| 45 | 96,529 | 223 | 0.00231 | 35.00 |
| 46 | 96,306 | 245 | 0.00254 | 34.08 |
| 47 | 96,061 | 266 | 0.00277 | 33.16 |
| 48 | 95,795 | 291 | 0.00304 | 32.25 |
| 49 | 95,504 | 318 | 0.00333 | 31.35 |
| 50 | 95,186 | 347 | 0.00365 | 30.45 |
| 51 | 94,839 | 380 | 0.00401 | 29.56 |
| 52 | 94,459 | 416 | 0.00440 | 28.68 |
| 53 | 94,043 | 451 | 0.00480 | 27.80 |
| 54 | 93,592 | 489 | 0.00522 | 26.94 |
| 55 | 93,103 | 528 | 0.00567 | 26.07 |
| 56 | 92,575 | 569 | 0.00615 | 25.22 |
| 57 | 92,006 | 613 | 0.00666 | 24.37 |
| 58 | 91,393 | 656 | 0.00718 | 23.53 |
| 59 | 90,737 | 702 | 0.00774 | 22.70 |
| 60 | 90,035 | 751 | 0.00834 | 21.87 |
| 61 | 89,284 | 805 | 0.00902 | 21.05 |
| 62 | 88,479 | 868 | 0.00981 | 20.24 |
| 63 | 87,611 | 939 | 0.01072 | 19.44 |
| 64 | 86,672 | 1,023 | 0.01180 | 18.64 |
| 65 | 85,649 | 1,119 | 0.01306 | 17.86 |
| 66 | 84,530 | 1,227 | 0.01452 | 17.09 |
| 67 | 83,303 | 1,346 | 0.01616 | 16.33 |
| 68 | 81,957 | 1,470 | 0.01794 | 15.59 |
| 69 | 80,487 | 1,549 | 0.01986 | 14.87 |
| 70 | 78,889 | 1,730 | 0.02193 | 14.16 |
| 71 | 77,159 | 1,863 | 0.02415 | 13.46 |
| 72 | 75,296 | 2,001 | 0.02657 | 12.79 |
| 73 | 73,295 | 2,141 | 0.02923 | 12.12 |
| 74 | 71,153 | 2,293 | 0.03223 | 11.47 |
| 75 | 68,860 | 2,457 | 0.03568 | 10.84 |
| 76 | 66,403 | 2,630 | 0.03961 | 10.22 |
| 77 | 63,773 | 2,806 | 0.04400 | 9.62 |
| 78 | 60,967 | 2,973 | 0.04877 | 9.04 |
| 79 | 57,994 | 3,146 | 0.05425 | 8.48 |
| 80 | 54,848 | 3,312 | 0.06039 | 7.93 |

| 年齢 x | 生存数 l_x | 死亡数 d_x | 死亡率 q_x | 平均余命 e_x |
|--------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 81 | 51,536 | 3,467 | 0.06728 | 7.41 |
| 82 | 48,069 | 3,605 | 0.07500 | 6.91 |
| 83 | 44,464 | 3,719 | 0.08364 | 6.43 |
| 84 | 40,745 | 3,801 | 0.09329 | 5.97 |
| 85 | 36,944 | 3,845 | 0.10407 | 5.53 |
| 86 | 33,099 | 3,842 | 0.11609 | 5.12 |
| 87 | 29,257 | 3,788 | 0.12946 | 4.73 |
| 88 | 25,469 | 3,676 | 0.14432 | 4.35 |
| 89 | 21,793 | 3,504 | 0.16079 | 4.00 |
| 90 | 18,289 | 3,274 | 0.17900 | 3.67 |
| 91 | 15,015 | 2,989 | 0.19910 | 3.37 |
| 92 | 12,026 | 2,660.0 | 0.22119 | 3.08 |
| 93 | 9,366.0 | 2,298.4 | 0.24540 | 2.81 |
| 94 | 7,067.6 | 1,921.3 | 0.27184 | 2.56 |
| 95 | 5,146.3 | 1,546.9 | 0.30058 | 2.34 |
| 96 | 3,599.4 | 1,193.8 | 0.33166 | 2.12 |
| 97 | 2,405.6 | 878.3 | 0.36510 | 1.93 |
| 98 | 1,527.3 | 612.22 | 0.40085 | 1.75 |
| 99 | 915.08 | 401.54 | 0.43880 | 1.59 |
| 100 | 513.54 | 245.87 | 0.47877 | 1.44 |
| 101 | 267.67 | 139.32 | 0.52048 | 1.31 |
| 102 | 128.35 | 72.337 | 0.56359 | 1.19 |
| 103 | 56.013 | 34.034 | 0.60761 | 1.08 |
| 104 | 21.979 | 14.3303 | 0.65200 | 0.98 |
| 105 | 7.6487 | 5.3244 | 0.69612 | 0.88 |
| 106 | 2.3243 | 1.7182 | 0.73925 | 0.76 |
| 107 | 0.6061 | 0.6061 | 1.00000 | 0.50 |
| 108 | | | | |
| 109 | | | | |

(2) 予定利率

生命保険契約では、一般に保険料の収納時期と保険金の支払時期との間に時間的なずれがあること及び生命保険契約が長期にわたる契約であることから、保険料算定に当たって予定利率で割り引くことが合理的であるとされている。予定利率は、生命保険事業の安全性の観点から、一般の金利水準より低めに見積もられている。

(3) 純保険料の算定方法

純保険料は保険金の支払のみに対する保険料であって、予定死亡率と予

定利率だけから収支相等の原則に従って計算される。

イ 死亡保険

保険期間中に生存者から払い込まれる保険料の額と死亡者に支払われる保険金の額が等しくなるように計算される。具体的には、全会社生命表により死亡者数を算定するとともに、各年の保険料と保険金の額を予定利率による現価率で計算した上で、各年の保険料が一定となるように算定する。

ロ 生存保険

保険期間中に生存者から払い込まれる保険料の額と保険期間満了時に生存者に支払われる保険金の額が等しくなるように計算される。具体的な算定方法は、死亡保険と同様である。

ハ 生死混合保険

死亡保険と生存保険を組み合わせた保険であるため、死亡保険の保険料と生存保険の保険料の合計額となる。

3 付加保険料

付加保険料は、生命保険会社の運営上の新契約費、維持費、集金費に充てるためのものであり、保険金や保険料に一定の金額又は率を乗ずる予定事業費率によって算定される⁽¹¹⁾。

4 自然保険料と平準保険料

保険期間1年の定期保険の保険料を自然保険料という。この場合には、年

(11) 予定事業費率は各社において異なり一定のものはないが、伝統的な生命保険会社における予定事業費率の一例としては、次のとおり。

| | | | |
|------|--------|-----------|-----------|
| 新契約費 | 死亡保険金 | 1,000円につき | 8円 |
| | 生存保険金 | 1,000円につき | 17円 |
| | 営業保険料の | | 1% |
| 維持費 | 死亡保険金 | 1,000円につき | 1.40円(毎年) |
| | 生存保険金 | 1,000円につき | 1円(毎年) |
| 集金費 | 営業保険料の | | 3%(毎年) |

齢が高くなるに従って死亡率も高くなるため、保険料が毎年増加することとなる。これに対し、一定期間内で収支相等となるように予定利率に基づく現価率により毎年の保険料を定額としたものを平準保険料という。

5 契約者配当

保険料は長期にわたる契約を履行するため、死亡率、利率、事業費率は安全性を見込んで予定されており、いわば概算の受入額の性質を有する。このような予定数値が確定数値との間に差額が生じ剰余金が発生した場合には、生命保険会社の決算ごとに契約者に配当として精算される。これを契約者配当といい、現金で支払う方法のほか、保険料との相殺、利息を付けて積み立てる方法、買増し保険の一時払保険料に充当する方法などがある。

第2節 生命保険会計

1 生命保険会計とは

生命保険事業は、収支相等の原則に基づき、収納された保険料を保険金等の支払や生命保険会社の運営に必要な事業費の支出に充てることとなっているため、一般の企業会計と異なる特色を有している。生命保険契約が長期にわたる契約であり、通常は平準保険料を収納していくため、将来の保険金の支払のための責任準備金が積み立てられ、この運用によって運用益等の収入を得ている。ここには保険数理による生命保険会計が存在し、独自の経理が営まれている。

2 保険料収入と責任準備金

生命保険会社が保険契約者から収納した営業保険料は、その全額が生命保険会社の収益に計上される。営業保険料は、理論上、貯蓄保険料、危険保険料及び付加保険料に分類されるが、このうち将来の生存保険金の支払に先られる貯蓄保険料と危険保険料のうちで将来の死亡保険金の支払に充てられ

る部分は責任準備金（保険料積立金）として負債勘定に計上される。

3 責任準備金の意義

生命保険会社が積み立てることとされている責任準備金は、保険業法において次のとおり定められている。なお、これらの責任準備金のうち、本稿においては、保険料積立金について議論を展開していくこととしている。

(1) 狭義の責任準備金

イ 保険料積立金

- (イ) 保険料積立金とは、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した金額を責任準備金として積み立てるものである（業規 69①一）。

純保険料のうち、満期保険金の財源となる部分は満期までその支払の必要がないため、満期の際の支払に備えて積み立てておかなければならない。また死亡保険金の財源となる部分についても、平準保険料を採っているために保険期間の前半に自然保険料を超えて収納した保険料は当該期間の後半における保険金の支払（すなわち保険料負担）に充てるため積み立てておく必要がある。つまり、純保険料から当該年度の死亡保険金に充当する金額（危険保険料のうち自然保険料相当額）を差し引いた金額（翌年度以降に対応する危険保険料及び貯蓄保険料）は、将来の保険金の支払に充てるため、保険料積立金として責任準備金を構成する。

- (ロ) ところで、平成7年に改正された保険業法により、長期の保険契約で内閣府令で定める一定のものについて、標準責任準備金制度が導入された。これは、それまで責任準備金の計算基礎率には保険料の計算基礎率を用いてきたところ、制度導入後は、保険会社が設定する保険料水準にかかわらず、監督当局が保険会社の健全性の維持、保険契約者の保護の観点から定める積立方法、計算基礎率により計算した標準責任準備金を積み立てることとされた（業法 116②、業規 68、平8大

蔵省告示 48)。

他方、保険契約者にとっての保険料積立金、すなわち保険料中の解約払戻金等の財源となる部分の金額は、保険業法上、「契約者価格」(払戻金の額その他の被保険者のために積み立てるべき額を基礎として計算した金額(業規 10 三))と規定されている⁽¹²⁾。

このように、現在の保険業法の下では、上記のように責任準備金中の保険料積立金の計算基礎は、保険料の計算基礎とは概念上切断されることがより一層明確にされ、実態上も責任準備金中の保険料積立金に対して各保険解約者が持分的な権利を有するとはいえないこととなった。そして、保険契約者が保険料積立金に対して有する権利は、保険会社が監督当局との関係において積み立てる責任準備金中の保険料積立金とは切り離されて、保険契約に基づいて約定される独自の権利として構成されるものであることが法令上明確にされているのである⁽¹³⁾。

ロ 未経過保険料

未経過保険料とは、未経過期間(保険契約に定めた保険期間のうち、保険会社の決算期において、まだ経過していない期間をいう。)に対応する責任に相当する額として計算した金額を責任準備金として積み立てるものである(業規 69①二)。

収入保険料は次の払込日までに時の経過とともに死亡保険金及び諸経費の支出に充てられる一方、保険料積立金にも充当されて予定利率で運用され次の払込日を迎えるわけであるが、その途中で事業年度末の決算となれば、次の払込日までの未経過期間に対応する保険料部分がいわゆる未経過保険料として計上されることになる。これは決算年度と保険年

(12) 保険法においても同様に「受領した保険料のうち、当該生命保険契約に係る保険給付に充てるべきものとして、保険料又は額を定めるための予定死亡率、予定利率その他の計算の基礎を用いて算出される金額に相当する部分をいう。」(保険法 63)と規定されている。

(13) 山下友信『保険法』652頁(有斐閣、平17)

度とを調整するための会計処理であって、収入利息の一部を未経過利息に計上するのと同様の趣旨によるものである。

ハ 払戻積立金

払戻積立金とは、保険料又は保険料として收受する金銭を運用することによって得られる収益の全部又は一部の金銭の払戻しを約した保険契約における、その払戻しに充てる金額を責任準備金として積み立てるものである（業規 69①三）。

狭義の責任準備金は、生命保険会社が保険契約に基づく将来の保険給付の支払に備えて積み立てている金額であり、生命保険会社の保険契約者に対する債務（一種の条件付債務）である。

（2）危険準備金

危険準備金とは、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて計算した金額を責任準備金として積み立てるものである（業規 69①四）。

危険準備金は、予定死亡率より実際の死亡率が高くなるなどの保険金等の支払によって損失が発生する場合や資産運用による実際の利回りが予定利率を確保できない場合のなどに対応するため積み立てることが義務付けられており、保険リスクに備える危険準備金Ⅰ、予定利率リスクに備える危険準備金Ⅱ、変額保険等の最低保障リスクに備える危険準備金Ⅲ及び第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金Ⅳに区分して積み立てることとされている。

（3）追加責任準備金

追加責任準備金とは、上記（1）及び（2）の責任準備金では将来の債務の履行に支障をきたすおそれがあると認められる場合に、保険料及び責任準備金算出方法書を変更することにより、追加して保険料積立金及び払戻積立金を積み立てるものである（業規 69⑤）。

4 責任準備金（保険料積立金）の積立方法

生命保険会社の事業のすべての経費が収入保険料の中の付加保険料の枠内で賄えるのであれば、経費を責任準備金から切り離して、純保険料と保険給付との収支見込みのみで責任準備金を積み立てることができる。これを純保険料式という。しかしながら、実際には初年度に限り新契約費として特別に多額の費用を支出する必要があるため、付加保険料の枠内では新契約費を賄えず、経費支出が純保険料に食い込む結果を招来し、純保険料式の積み立てが困難になるので、純保険料式のほかチルメル式や充足保険料式が考案されている。なお、監督当局である金融庁は純保険料式による責任準備金の積立てを原則としている。

(1) 純保険料式

純保険料式は正しくは平準保険料式といい、生命保険会社の経費は毎年の一定額の付加保険料のみで賄うこととし、責任準備金の積立てに当たって、事業費を一切考慮せず、純保険料と保険給付との収支見込みのみで積み立てる方式である。純保険料式は営業保険料が平準であるとき、付加保険料及び純保険料もそれぞれ平準として責任準備金の計算が行われる。

(2) チルメル式

ドイツのチルメル（A. Zillmer）が考案した方式で、初年度に付加保険料の金額以上に経費（新契約費）の支出が行えるようにし、その分を次年度以降の付加保険料を少なくして償却するもので、責任準備金の計算に当たって純保険料のほか新契約費をも考慮して積み立てる方式である。初年度の新契約費を償却する期間をチルメル期間といい、その期間によって全期チルメル、20年チルメル、10年チルメル、5年チルメルなどと区分される。

(3) 充足保険料式

純保険料、新契約費のほかに、更に維持費等事業費支出をも考慮に入れて将来の収支に過不足が生じないように計算する方式である。すなわち、将来の保険金、事業費等の支出面と保険料、利息等の収入面との両者を見

合わせて計算するもので一種の営業保険料式である。

第3章 生命保険契約を巡る法律関係

第1節 生命保険契約に係る権利義務

生命保険契約についての税務上の取扱いを考察する上で、当該契約を取り巻く関係者の法律上の権利義務を明らかにしておく必要がある。生命保険契約における当事者、関係者としては、保険者、保険契約者、被保険者及び保険金受取人が存在する。これらの者の持つ権利義務については次のとおりである。

1 保険者

保険者とは、保険契約の当事者のうち、保険給付を行う義務を負う者をいう（保険法2二）。すなわち、生命保険契約の当事者として、契約の対象となっている危険を引き受け、保険事故が発生した場合に保険金の支払義務を負う者（保険会社等）を保険者という。

保険契約の定義について、保険法は、まず、同法第2条第一号において保険契約を「保険契約、共済契約その他いかなる名称であるかを問わず、当事者の一方が一定の事由が生じたことを条件として財産上の給付を行うことを約し、相手方がこれに対して当該一定の事由の発生の可能性に応じたものとして保険料（共済掛金を含む。）を支払うことを約する契約をいう。」と規定した上で、生命保険契約について同条第八号において「保険契約のうち、保険者が人の生存又は死亡に関し一定の保険給付を行うことを約するもの（傷害疾病定額保険契約に該当するものを除く。）をいう。」と規定している。

これらの規定からも明らかなように、保険者は、保険契約者に対する保険料の支払請求権を有するとともに被保険者の生存又は死亡という保険事故発生の際の保険金支払義務を負う。

また、保険者は、一定の事由に該当する場合における積立金払戻義務、保険契約者の解約権行使に伴う解約返戻金支払義務、約款の規定に基づく保険証券貸付義務、利益配当義務等を負う。

2 保険契約者

保険契約者とは、生命保険契約の当事者のうち、保険料を支払う義務を負う者をいう（保険法 2 三）。保険契約者の法律上又は約款上の権利義務は次のとおりである。

（1）保険料支払義務

保険契約者は、保険契約の一方の当事者として、保険者が保険事故発生の際に保険金支払義務を負うのに対して、その報酬たる保険料の支払義務を負う。この保険料支払義務は、自己のためにする生命保険契約（保険契約者＝保険金受取人）のみに限らず、第三者のためにする生命保険契約（保険契約者以外が保険金受取人）であっても保険契約者に負わされる義務である。

なお、保険契約者はこのほかに、被保険者とともに保険者への告知義務や保険金受取人とともに被保険者の死亡の通知義務を負う（保険法 37、50）。

（2）解約権及び解約返戻金請求権

保険契約者は、いつでも生命保険契約を解除することができることとされている（保険法 54）⁽¹⁴⁾。また、約款上、保険契約者が解約権を行使した場合において、解約返戻金がある場合にはこれを保険者に請求することができる。

（3）積立金払戻請求権

保険法では、次に掲げる事由により生命保険契約が終了した場合には、当該終了の時における保険料積立金を保険者が保険契約者に対し払い戻さなければならない⁽¹⁵⁾と規定している（保険法 63）。

① 保険受取人による被保険者の故殺等の法定免責事由に該当する場合
（同 51 一、三、四）

② 保険者の責任開始前における保険契約者の任意解除又は被保険者によ

(14) なお、生命保険契約の解除は、将来に向ってのみ効力を生ずることとされている（保険法 59①）。

(15) ただし、保険者が保険給付を行う責任を負うときは、この限りでない（保険法 63 ただし書）。

る解除請求による保険契約の解除（同 54、58②）

③ 生命保険契約の締結後に危険増加が生じた場合において、保険者が当該生命保険契約を解除する場合（同 56①）

④ 保険者が破産した場合における生命保険契約の解除又は失効があった場合（同 96）

（4）保険金受取人の変更権

保険契約者は、保険事故が発生するまでは、保険金受取人を変更することができることとされている（保険法 43①）。この規定は任意規定とされているが、実務上は約款において、保険契約者の保険金受取人の変更権が留保されているのが通例である。したがって、保険契約者は、その保険契約の保険金受取人についていつでも変更することができる。ただし、死亡保険契約の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じないこととされている（保険法 45）。

（5）利益配当（契約者配当）請求権

保険契約者は、保険会社が相互会社の場合には剰余金の配当を、保険会社が株式会社の場合には利益の配当を受けることができる。保険料が死亡率等の基礎率を前提にした概算払の性格を有するものであるため、現実に確定された実績値との差額の精算が契約者配当であるといえる。

（6）約款貸付

保険契約者は解約返戻金の範囲内で、保険者から現金の貸付けを受けることができ、これを契約者貸付という。保険契約者は保険期間中はいつでもその元利金の一部又は全部を返済することができるが、元利金の額が解約返戻金の額を超えた場合には、所定の期日以内に返済しないと保険契約は失効することとなっている。

また、保険料払込みの期日までに保険料が支払われない場合、保険契約者があらかじめ反対の申出をしない限り、必要な金額が解約返戻金の範囲内で自動的に貸し付けられ保険料に充当される。これを保険料振替貸付という。

(7) 払済保険、延長保険への変更

保険期間の途中で保険料の払込みを中止して、保険契約の内容を変更することができる。保険期間は不変のまま保険金額を減額する払済保険⁽¹⁶⁾への変更や保険金額は変更せずに保険期間を短縮する延長保険⁽¹⁷⁾への変更が可能であり、いずれの場合も、解約返戻金の額を一時払の保険料に充当したものとして計算される。

上記の保険契約者の権利のうち、解約権及び保険金受取人の変更権は保険契約者の一方的意思表示によってなされる単独行為であり、保険者の同意を要せずに保険契約者の一方的意思表示によりその効力を生じる形成権であると解されている⁽¹⁸⁾⁽¹⁹⁾。

3 被保険者

生命保険契約における被保険者とは、その者の生存又は死亡に関し保険者が保険給付を行うこととなる者をいう（保険法2四口）。

被保険者は保険契約者自身でもよく、又はそれ以外の他人でも構わないこ

(16) 既契約が養老保険であった場合を例にとれば、保険期間の途中で保険料の払い込みを中止し、その時点での解約返戻金相当額を既契約の保険期間の残期間と同一の保険期間となる養老保険の一時払保険料に充当することになる。これにより、保険金額は減額されるものの、以後の保険料を支払うことなく既契約と同一の保険期間、保障機能を得ることができる。

(17) 上記と同様に既契約が養老保険であった場合を例にとれば、保険期間の途中で保険料の払い込みを中止しその時点での解約返戻金相当額を一時払保険料に充当するのは同じであるが、既契約(この場合は養老保険)の死亡保障と同一の保険金額となる定期保険に変更することとなる。これにより、保険期間は短縮されるものの、以後の保険料を支払うことなく既契約と同一の保険金額による保障を得ることができる。

(18) 最判昭和62年10月29日(民集41巻7号1527頁)。ほかに形成権であることを明言したものとして東京地判昭和45年3月12日(判例時報601号91頁、その控訴審東京高判昭和47年7月28日(下民23巻5～8号403頁))。

(19) 大森忠夫「保険金受取人の指定・変更・撤回の法的性質」大森忠夫＝三宅一夫『生命保険契約法の諸問題』77頁(有斐閣、昭33)、中村敏夫「保険金受取人の指定変更権の行使」保険学雑誌475号31頁(昭51)ほか。

ととされ、前者を自己の生命の保険契約といい、後者を他人の生命の保険契約という。

被保険者の権利としては、保険法上、他人の生命の生命保険契約における被保険者の解除請求が規定されている（保険法 58）⁽²⁰⁾。すなわち、次に掲げるときには、被保険者は、保険契約者に対し、当該保険契約の解除を請求することができることとされ、その場合、保険契約者は当該保険契約を解除することができることとされている。

- ① 保険契約者又は保険金受取人による保険者の故殺等又は保険金受取人による保険給付についての詐欺等
- ② ①に掲げるもののほか、被保険者の保険契約者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、当該保険契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- ③ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者が保険契約締結の際の同意をするに当たって基礎とした事情が著しく変更した場合

なお、保険契約者がこの解除請求を受けても保険契約を解除しないときは、被保険者は、裁判により保険契約者が解除の意思表示をしたものとして解除することができる⁽²¹⁾。

また、法律上の権利義務ではないが、次に掲げる事項については、被保険者の同意が必要であり、同意がなければ効力は生じないこととされている。

- ① 他人の死亡を保険事故とする契約の締結（保険法 38）
- ② 死亡保険契約の保険金受取人の変更（同 45）
- ③ 保険給付請求権の譲渡等（同 47）

ただし、被保険者の同意は、モラルリスクや賭博保険の防止等のために行われるものであり、被保険者は、同意によって保険者、保険契約者、保険金

(20) 他人の傷害疾病を保険事故とする保険契約においても、同様に、被保険者による解除請求が規定されている。ただし、その事由は他人の生命を保険事故とする保険契約の場合と若干異なる（保険法 87）。

(21) 竹濱修「特集・新しい保険法 生命保険契約および傷害疾病保険契約特有の事項」ジュリスト 1364 号 49 頁(平 20)

受取人との間に権利義務関係が生ずるものではない。生命保険契約の当事者は保険者と保険契約者のみである。

4 保険金受取人

(1) 保険金受取人と保険金請求権

保険金受取人は、保険給付を受ける者として生命保険契約で定めるものをいう（保険法 2 五）。すなわち、保険者と保険契約者との間に成立した生命保険契約において、保険事故が発生した場合に、保険金の支払を受ける者として定められたものをいうのである。

保険契約者自身が保険金受取人である場合を自己のためにする生命保険契約といい、保険契約者以外の者が保険金受取人である場合を他人のためにする生命保険契約という。このうち、後者の場合の保険金受取人の権利は保険金請求権を有するのみである（前者の場合には、これに加えて保険契約者としての権利を有することはいうまでもない。）。

(2) 保険金請求権の性格

保険金受取人は、第三者のためにする生命保険契約において、当然にその生命保険契約の利益を享受する旨規定されている（保険法 42）。すなわち、保険契約者から保険金受取人に指定されると同時に、何らの意思表示を要せず、当然に保険金請求権を取得するのである⁽²²⁾。

しかしながら、この場合の権利は保険事故が発生して初めて具体的な金銭債権を取得するものであり、保険事故が発生し確定すれば何らの利益も享受できないのであるから、一種の条件付権利を有するにすぎない。このような保険事故発生前の保険金受取人の法的地位は、「一定の状態において、即ち一定の要件が備わるならば、さらに当事者の権利取得のための法

(22) 第三者のためにする生命保険契約は、民法 537 条 1 項に規定する第三者のためにする契約の一種であると解されている。そして、同条 2 項においては、その第三者の権利は当該第三者が債務者に対してその契約の利益を享受する意思を表示した時に発生するとしているところ、保険法 42 条の規定は同項の規定の特則としての性格を有するのである。

律的行為を要することなくして、直ちに権利を取得しうべき状態において、これを保護するために与えられた現在の権利」⁽²³⁾である期待権であると解されている。そして、通常は、保険契約者が解約権や保険金受取人の変更権を留保していることから⁽²⁴⁾、保険金受取人の保険金請求権は保険事故不発生の場合のみならず、保険契約者のこれら権利の行使によっては、保険金請求権を失うこととなり、その権利性は極めて不安定なものであり、かつ、脆弱なものである⁽²⁵⁾。

第2節 保険契約者の有する権利と保険金受取人の地位

1 生命保険契約の解除等と積立金の払戻し

生命保険契約において、次のような場合にはそれぞれ責任準備金として積み立てた金額や解約返戻金あるいは保険料が払い戻されることとされている。なお、これらの払戻しはすべて保険契約の当事者である保険契約者に払い戻される。

(1) 積立金の払戻し

イ 積立金の払戻事由

次のような場合には、保険金の支払は行われず、保険契約者に対し保険料積立金を払い戻さなければならないこととされている（保険法 63）。

① 被保険者が自殺をしたとき（保険法 51 一）

(23) 於保不二雄「将来の権利の処分」『財産管理権論序説』321頁（有心堂、昭29）

(24) 保険法上は、保険契約者による解除（保険法 54）、保険金受取人の変更（同 43①）は任意規定であり、これらの権利を保険契約者が留保していない場合もあり得るのであるが、現行の実務上は約款において留保しているのが通例である。

(25) この点につき大森忠夫博士は次のように述べている。「保険金受取人に指定された者の権利は、解約又は指定の撤回が行われないうままに保険事故が発生することによってはじめて具体的な一定の保険金額の請求権として確定するのであって、それまでは、受取人の地位は右に述べたように種々の意味（筆者注：保険契約者による解約権の行使や保険金受取人指定の変更、撤回等による保険金受取人たる地位の消滅）において内容の実現の不確実な権利であるといわねばならない。」（大森・前掲注（19）21頁）

- ② 保険金受取人が被保険者を故意に死亡させたとき(同三)
 - ③ 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき(同四)
 - ④ 保険者の責任開始前に保険契約者が保険契約を解除したとき(同54)又は被保険者の解除請求により保険契約者が保険契約を解除したとき(同58②)
 - ⑤ 契約締結後に危険変更が生じた場合において保険者が保険契約を解除したとき(同56①)
 - ⑥ 保険者が破産した場合の保険契約が解除又は失効したとき(同96)
- ロ 払戻しの対象となる保険料積立金の意義

なお、この場合の保険料積立金とは、「受領した保険料のうち、当該生命保険契約に係る保険給付に充てるべきものとして、保険料又は保険給付の額を定めるための予定死亡率、予定利率その他の計算の基礎を用いて算出される金額に相当する部分をいう」とされている(保険法63カッコ書)。したがって、保険契約者への払戻しの対象となる保険料積立金とは、標準責任準備金制度の下監督当局が定めた計算基礎による保険料積立金とは切り離されたもので、保険契約に基づいて約定されたものである⁽²⁶⁾。そして、このことから、保険会社が積み立てた責任準備金(保険料積立金)の積立方法(純保険料式、チルメル式等か)にかかわらず、純保険料式により計算された金額となる⁽²⁷⁾。

(2) 解約返戻金の払戻し

次のような場合には、約款の規定により解約返戻金又は解約返戻金相当額が払い戻される。

- ① 保険契約者による任意の保険契約の解約の場合
- ② 保険料不払による契約の失効の場合
- ③ 告知義務違反による解除の場合

(3) 積立金の払戻しと解約返戻金の差異

(26) 山下友信『保険法』652頁(有斐閣、平17)

(27) 生命保険協会編『生命保険数理』112頁(生命保険協会、第30版、平20)

解約返戻金の原資も、上記（１）に述べた保険料積立金である。ただし、解約返戻金の場合には、保険料積立金の額から一定率の額を差し引いたものが支払われる。従来は、一般的な保険契約の場合にはその控除額は契約締結後の経過年数により徐々に少なくなり 10 年経過後は保険料積立金と同額となるものであったが、近年発売されている保険商品では解約返戻金抑制型のものもあり、解約時の返戻金を零とするものや低額としているものなどが見受けられる。

なお、この解約時の控除額は、かつては解約控除ともよばれ保険契約の早期終了に対する経済的な意味におけるペナルティーであるとも説明されてきたが、現在では契約当初に一時に支出される経費（新契約費）の精算と説明されているようである⁽²⁸⁾。

解約返戻金の計算方法は、次のとおり計算される。

$$\text{解約返戻金} = \left(\begin{array}{l} \text{純保険料式保} \\ \text{険料積立金} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{保険料払込中の場合、} \\ \text{その払込年月数に応じた} \\ \text{保険金比例の一定額} \end{array} \right)$$

その一定額について、養老保険の場合に保険金千円当たり 19 円（保険料払込年数 0 年）として例示すると、以下の表のとおりとなる⁽²⁹⁾。

| 保険料払込年数 | 第 2 項の一定額 | 保険料払込年数 | 第 2 項の一定額 |
|---------|------------|---------|-----------|
| 0 年 | 対千円 19.0 円 | 6 年 | 対千円 7.6 円 |
| 1 | 17.1 | 7 | 5.7 |
| 2 | 15.2 | 8 | 3.8 |
| 3 | 13.3 | 9 | 1.9 |
| 4 | 9.5 | 10 年以後 | 0 |

(28) 山下・前掲注(26)655 頁、生保協会・前掲注(19)112～113 頁

(29) 生保協会・前掲注(27)113 頁

2 解約権と解約返戻金請求権

保険契約者による生命保険契約の解約（解除）については、保険法 54 条に明文の規定が置かれている。これは、生命保険契約が長期に及ぶ契約であり、保険期間の中途における保険契約者の事清変更等に配慮したものである。なお、当該規定はいわゆる片面的強行規定から除外されており、任意規定となっている⁽³⁰⁾。ただし、一般的な保険契約の中途解約権は、約款の規定により、保険契約者に留保されているのが通例である。

また、約款においても、従来から、例えば、次のように中途での解約についての規定を明示しているのが通例である（大手生命保険会社の例）。

「第〇条 保険契約者は、将来に向かって保険契約を解約し、解約返戻金を請求することができます。

第〇条 解約返戻金は、保険料払込期間中の場合にはその保険料を払い込んだ年月数により、保険料払込済の場合にはその経過した年月数により、別表△の割合で計算します。」

したがって、保険契約者はいつでも任意に保険契約を解約することができ、その行使の効果として解約返戻金請求権を取得することとなる。この場合でも、生命保険契約の解約権を有し、その行使によって解約返戻金請求権を取得するのは保険契約者であり、行使に当たって被保険者や保険金受取人の同意等は一切必要ないものとされている。換言すれば、解約権は保険契約の当事者である保険契約者のみに認められている権利である。

3 解約返戻金の内容

(1) 保険業法による規制と解約返戻金の性格

保険業に対しては、保険事業の健全かつ適切な運営及び公正の確保、保険契約者等の保護のため、保険業法の規定の下、当局による厳格な監督が

(30) これは、例えば個人年金保険において、被保険者の死期が近づいた保険契約者が期待される年金支払総額よりも高額となる解約返戻金の請求をすることを防止するため、約款において、保険契約者は年金支払開始後に保険契約を解除できない旨を設ける必要があるから等と説明されている（法制審議会保険部会第 2 回議事録 46 頁）。

行われている。上述の保険契約者に支払われる保険料積立金、解約返戻金についても、保険業法や金融庁の監督指針により様々な規定が設けられている。

上述のとおり、平成7年の保険業法改正後は、保険会社が積み立てる責任準備金（保険料積立金）と保険会社が保険契約者に支払うための保険料積立金は切り離されており、保険業法上は後者について「契約者価額」としている（業規10二）。

保険業法においては、免許の申請書類に添付し主務大臣たる内閣総理大臣の審査を受け、また、その変更の際には内閣総理大臣の認可を受けることとなる、「事業方法書」に返戻金の支払に関する事項を記載することとされ（業規8①四）、更に「保険料及び責任準備金の算出方法書」に返戻金の額その他の被保険者のために積み立てるべき額を基礎として計算した金額（契約者価額）の計算の方法及びその基礎に関する事項を記載することとされている（業規10三）。また、同じく内閣総理大臣の免許、認可等を受けることとされている「普通保険約款」においては、保険契約の解除の場合における当事者の有する権利及び義務を記載することとされている（業規9）。

こうした保険業法上の規定を前提に、監督当局である金融庁の「保険会社向けの総合的な監督指針」においても、「IV. 保険商品審査上の留意点」として、「解約返戻金については、支出した事業費及び投資上の損失、保険設計上の仕組み等に照らし、合理的かつ妥当に設定し、保険契約者にとって不当に不利益なものとなっていないか。」が挙げられているところである（同監督指針IV-5-3）。そして、その開示方法についても、「解約返戻金については、例えば、金額を保険証券等に表示する、計算方法等を約款等に記載するなど、保険契約者等に明瞭に開示するための措置を講じているか。」と定められているところである（同IV-1-10）。

したがって、解約返戻金の額は、約款を通じて「保険料及責任準備金算出方法書」に記載された計算方法が契約内容となり、契約者との間で契約

時に約定されたものといえる⁽³¹⁾。実務上も、解約の代表的な場合についての解約返戻金の金額を例示した別表（解約返戻金額例表）を約款に付し、契約者がその金額について推知できるようにしており、最近では、保険証券に当該契約の解約返戻金額を経過年数別に明示するか、あるいは別に記載したものを添付している会社が多くなっているとされる⁽³²⁾。

（２）解約返戻金の効果

保険契約者は、解約権の行使により保険契約を解消し、解約返戻金を得ることができる。また、保険契約者は以後の保険料の支払を要しない延長保険、払済保険への変更請求権を有するほか、契約者貸付等の利用が可能であり、これらは解約権の行使を行わずに解約返戻金相当の金額を基にその利用が認められているものである。換言すれば、保険契約者はその権利として、解約権を行使せずに解約返戻金相当額の保険契約の主目的以外への利用が可能であり、これらは解約返戻金（結果として責任準備金）の有する経済的効果に着目した機能である。

4 責任準備金に対する保険契約者の権利とその財産的性格

既に述べてきたように、生命保険契約は契約の目的である保険金の支払や保険金が支払われない場合の積立金の払戻し以外に保険料積立金の経済的価値についての積極的利用を保険契約者に認めている。最も直接的な利用は、解約権の行使に伴う解約返戻金の取得であり、この場合には当該保険契約は消滅する。また、保険契約を消滅させずに解約返戻金相当額を利用できるも

(31) 解約返戻金の額について、東京地裁昭和56年4月30日判決（判例時報1004号115頁）は、生命保険契約の解約に当たって責任準備金相当額の全額の支払を求めた原告の請求に対し、契約の内容は約款により拘束されており、解約返戻金の支払についても約款及び「保険料及責任準備金算出方法書」に基づいて支払われるべきものであって、責任準備金を支払う義務を負うものではない旨判示した。このように、解約返戻金の額は約款を通じて「保険料及責任準備金算出方法書」に記載された算出方法が契約内容となり、保険会社と保険契約者との間で約定されたものと解されるのである。

(32) 生保協会・前掲注(27)111頁

のとして、延長保険・払済保険への変更、契約者貸付等の利用ができるのである。

このように、責任準備金は一義的には保険契約本来の目的である将来の保険金支払（すなわち将来の保険料負担）に充てるために積み立てられているものであるが、保険契約者の権利行使により他の用途への利用が可能である。責任準備金の財産的性格は、保険者からみれば契約に従って積み立てている預り金であり、保険契約者からみれば預け金（保険料の前払部分）としての性格を有するものであると言える。この性格から責任準備金について保険契約者に本来の目的以外の利用を可能ならしめているのである。

また、責任準備金の金額は、平準保険料の性格から、保険契約者から支払われた保険料に運用益が加わったものであるため、例えば、解約権の行使によって解約返戻金の支払を受ける場合には、責任準備金のうちの既払保険料部分のみならず、その果実たる運用益の支払をも受けることとなり、その意味では貯蓄と同様の効果をもたらすものであると考えられる。

したがって、責任準備金を有することとなる生命保険契約は実質的な貯蓄機能をも持つものであり、その保険料には貯蓄と同視し得る部分が含まれているのである。ここに、保険数理の観点からだけでなく、生命保険契約の内容からみても生命保険の持つ保障と貯蓄の二面性を見いだすことができる。一方、その性格から責任準備金が存しない保険期間1年の定期保険（純粋死亡保険）には、そのような機能はなく、保障機能を有するのみであり、換言すれば、純粋死亡保険以外の生命保険契約にあっては、すべて実質的貯蓄機能を有するものであるということが出来る。

第4章 新たな取扱いの検討

第1節 保険数理に着目した新たな取扱いの模索

本稿では、これまで、まず第1章において保険商品の支払保険料を巡る議論と課題について述べ、現行の基本通達の取扱いが、実務上の簡便性を考慮した結果、その取扱いの対象が基本的な商品に限られていることやその内容も保険数理や保険法の観点からやや合理性にかけるものであったと評価し、現行の取扱いのみではもはや保険料の損金性の判断基準として十分な機能を果たしていないとの問題意識を示している。

そして、こうした問題意識に対応するために、第2章では保険料の仕組みと生命保険会計を、第3章では生命保険契約を巡る法律関係と題してその契約に係る当事者、関係者の権利義務やその権利の財産的性格などをあらためて整理してきた。

本章では、ここまで整理してきた内容を踏まえて、生命保険契約一般に適用できる新たな取扱いへの提言を試みることにする。

(なお、内容を分かりやすく記述するため、ここまで述べてきた内容と重複する部分があることをお断りしておく。)

1 保険料の仕組みに着目した取扱いの検討

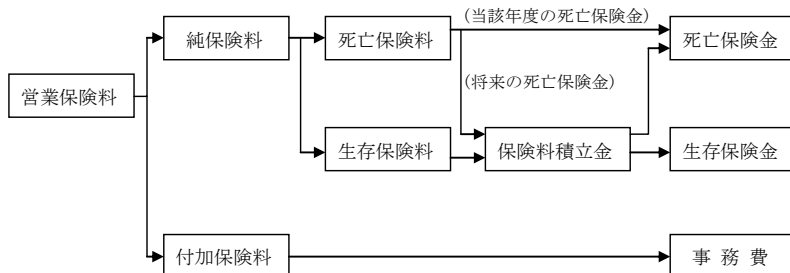
(1) 保険料の区分と保険料積立金

生命保険の保険料は、保険金の支出に当てられる純保険料と保険会社の事務費に充てられる付加保険料に大別でき、両者を合計したものを営業保険料といい保険契約者が支払う保険料の額となっている。更に、純保険料は、死亡保険金の支出に充てる部分の金額（以下、便宜上「死亡保険料」と呼ぶ。）と生存保険金（満期保険金）の支出に充てられる部分の金額（以下、便宜上「生存保険料」と呼ぶ。）に区分され、前者のうち直近1年間の保険金支出に当てられる部分の金額を除いた金額と後者の金額の合計額が

保険料積立金として積み立てられることとなる。

なお、ここでいう保険料積立金とは、既に述べてきたように、保険料の算出基礎から計算されるものであり、標準責任準備金制度において監督当局の定めた計算基礎から算出されその積立が義務付けられる責任準備金としての保険料積立金とは異なるものである。以下、本章において保険料積立金とは、前者、すなわち契約者価額⁽³³⁾をいうことに留意願いたい。

以上を図示すれば次のとおりとなる。



(2) 保険料の区分と税務上の損金性

上述のような保険料の区分及び保険料積立金との関係に着目すれば、その区分ごとに税務上の損金性を検討することができよう。

イ 純保険料

(イ) 死亡保険料

死亡保険金の支出に充てられる死亡保険料については、当該保険料につき、保険期間のうち直近1年間の保険金支出に充てられる部分の金額とその以外の将来の保険金支出に充てるために保険料積立金に積

(33) 保険業法施行規則において「払戻金の額その他の被保険者のために積み立てるべき額を基礎として計算した金額」を「契約者価額」と規定されている（業規10三）。また、保険法においても同様に、「受領した保険料のうち、当該生命保険契約に係る保険給付に充てるべきものとして、保険料又は保険給付の額を定めるための予定死亡率、予定利率その他の計算の基礎を用いて算出される金額に相当する部分をいう。」と規定されているところである（保険法63）。

み立てられる部分に区分し、それぞれ異なる取扱いとすることが相当であると考える。

すなわち、前者については、保険料積立金に積み立てられることなく保険金の支出に充てられることから、単純に損金としての性格を有するものと認められる。

これに対し、後者は、その金額が保険料積立金を構成することとなり、第3章までで考察してきたとおり、それは保険契約者への払戻しの対象となる保険料積立金（契約者価額）や中途解約の際の解約返戻金の財源となるものであり、更には、払済保険等の財源ともなり得る財産的な価値が認められる部分の金額である。したがって、これについては、その支払の際には損金性は認められず、保険料積立金を構成している限りは前払金（預け金）としての性格を有するものと考えられる。

（ロ）生存保険料

生存保険金の支出に充てられる生存保険料については、その全額が生存保険金の支出まで保険料積立金に積み立てられる。したがって、その金額は、生存保険金の支出がなされるまでの間は、前払金（預け金）としての性格を有するものと考えられる。

ロ 付加保険料

新契約費、維持費、集金費といった保険会社の事務費に充てられる付加保険料については、基本的に損金となるべきものと考ええる。なお、新契約費については、その支出の効果が契約全体にわたって及ぶものであり、保険期間の全期間に割り振って損金算入すべきものとも考えられるが、いたずらに煩瑣な処理を強いることとなると考えられるので、新契約費を含めた付加保険料全額について、損金性を認め、期間の経過に応じて損金の額に算入することが相当である。

以上、検討のとおり、保険料の区分、構造に着目すれば、保険料中で損金性を有すると考えられる部分は、保険契約者が每期支払う保険料のうち

付加保険料部分の金額と死亡保険金に充てられる部分の金額のうち直近1年間の保険金支出に当てられる部分の金額であると指摘することができる。

(3) 実務上の課題

上記のような保険料の区分・構造と保険料積立金との関係から考察し、その区分ごとに取り扱う考え方は、保険料算定上の保険数理の考え方にも合致し、また、保険業法における契約者価額の規定にも沿うものである。

しかしながら、保険数理上は上述した保険料の区分ごとに計算が行われるものの、それは一部の保険商品を除いては保険契約者が知り得ないものであり、実際の保険商品の保険料の仕組みに着目した取扱いは、理論的ではあるが実務上は困難であるといわざるを得ない。また、死亡保険料に係る保険料積立金は、生存保険料に係るそれと異なり、保険期間の前半においてはその残高は逦増していき、保険期間の後半では逆に逦減し保険期間終了時には零となるため、死亡保険料についてその区分が明らかであったとしても、結局は保険料積立金中の死亡保険料に係る部分を取り出してその残高を管理し、減少する部分の金額を損金算入額に織り込むという複雑な計算を要することとなる。

2 解約返戻金に着目した取扱いの検討

(1) 解約返戻金の性質と保険料の損金性の検討

これまで課税上問題視され個別通達の発遣により対応してきた保険商品は、保険の貯蓄性に基因するものがほとんどである。したがって、保険契約の貯蓄の面に着目した取扱いを考察することも有益であると考えられる。

既に述べてきたとおり、保険契約者は、保険期間中はいつでも任意に解約権を行使することができることとされており、その際には、保険料から積み立てられた保険料積立金を財源として解約返戻金として保険契約者に支払われることとなっている。また、解約返戻金は、その金額又は計算式(例表)が保険証書等に明示され、保険契約上、保険会社と保険契約者との間で契約時に約定されたものであると解されている。

このような解約返戻金の性質からすれば、保険契約者が支出した保険料のうち、解約返戻金相当額を構成する部分の金額は資産性（貯蓄性）を有するものであることから、支出した保険料の全額を単純損金とするような取扱いは相当ではないと考えることができる。したがって、保険契約者が支払った保険料を損金算入する一方で解約返戻金の額を預け金として益金算入（資産計上）する取扱いが、保険数理の考え方を踏まえた妥当な取扱いとなると考える。

（２）解約返戻金を基礎とした保険料の損金算入額の試算

具体的な損金算入額の計算としては、支払保険料の全額を損金算入する一方で、解約返戻金相当額を益金算入（資産計上）する方法が考えられる⁽³⁴⁾。

そこで、外資系生命保険会社の逓増定期保険の募集資料を基に具体例を挙げれば、次のとおりである。

[契約例]

| | |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 被保険者の年齢・性別 | 50歳 男性 |
| 保険期間 | 20年 |
| 保険料払込期間 | 20年 |
| 保険金額 | 初年度 10,040万円、上限を5億円として逓増。 逓増率：保険期間の前半12年間は複利1% 保険期間13年目以降は複利40%（17年目で5億円に達するので以後は逓増なし） |
| 保険料 | 4,760,970円 |

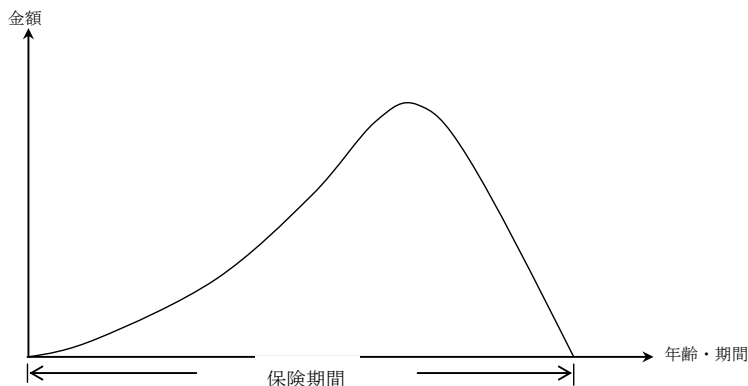
(34) なお、支払保険料のうち解約返戻金相当額を控除した残額のみを損金算入額とする方法も考えられるが、①解約返戻金を基礎とする考え方は保険契約者が有する保険料積立金への権利内容やその財産的価値に着目したものであるので解約返戻金の額そのものを計上することとなる両建て経理が適当であること、②養老保険のように、払込保険料累計額を超える解約返戻金が生ずる保険契約も存することから、こうした保険契約にも対応する必要があること、からすれば相当ではないと考える。

〔支払保険料と解約返戻金等の推移〕

| (経過年数) | (年齢) | (保険金額) | (支払保険料) | (左の累計額) | (解約返戻金) |
|--------|------|----------|------------|-------------|-------------|
| 1年 | 50歳 | 10,040万円 | 4,760,970円 | 同左 | 50円 |
| 3年 | 53歳 | 10,240万円 | 4,760,970円 | 14,282,910円 | 9,697,500円 |
| 5年 | 55歳 | 10,445万円 | 4,760,970円 | 23,804,850円 | 20,882,210円 |
| 6年 | 56歳 | 10,549万円 | 4,760,970円 | 28,565,820円 | 25,699,990円 |
| 9年 | 59歳 | 10,868万円 | 4,760,970円 | 42,848,730円 | 39,132,250円 |
| 13年 | 63歳 | 15,653万円 | 4,760,970円 | 61,892,610円 | 57,016,050円 |
| 17年 | 67歳 | 50,000万円 | 4,760,970円 | 80,936,490円 | 42,662,810円 |
| 20年 | 70歳 | 50,000万円 | 4,760,970円 | 95,219,400円 | 0 |

上記の事例では、解約返戻金は、契約後増加を続けて13年経過後にピークをむかえ、その後減少に転じて保険期間満了時には零となる。このような解約返戻金の推移は死亡保険の特色であり、生死混合保険である養老保険では解約返戻金は保険期間終了時まで増加していく。

○ 保険料積立金の推移（定期保険の場合：イメージ図）



※ 保険料積立金は、平準保険料式の下では、保険期間の前半においては、自然保険料を上回る額の平準保険料が収受され、その上回る部分の金額が保険料積立金として積み立てられて予定利率で運用されるため、その金額は増大していく。そ

の後、保険期間の後半では自然保険料の額が平準保険料の額を超えることとなるため、その超える部分の金額につき保険料積立金を取り崩されるため減少していき、保険期間の終期にゼロとなる。

上記の事例について損金算入額等を示せば、

- 損金算入額 毎期の支払保険料 4,760,970 円を損金算入
- 益金算入額 毎期における解約返戻金の増加額を益金算入
ただし、解約返戻金の額が減少する場合には、既に益金算入して資産計上している預け金（保険料積立金）から当該減少額を取り崩して損金算入
- 資産計上額 B/S上の預け金（保険料積立金）勘定の金額は解約返戻金の額と一致

となる。

(3) 実務上の課題

解約返戻金を基礎とした保険料の損金算入額の計算の考え方は、①解約返戻金の額は保険会社と保険契約者との間で約定されたものと解されていること、②このことは保険業法上も「契約者価額」として規定されているものであること、③その金額の保険契約者への開示についても保険証券等や約款に金額等が明示（あるいは例示）され、販売現場では特に法人契約の場合にあつては解約返戻金等のデータを提供することが通例となっていることからすれば、簡便であり、また、保険商品全般にわたって適用できる汎用的な基準足り得るものとする。この点、上記1で検討した保険料の区分・構造を基礎とした取扱いより、解約返戻金を基礎としたものの方が常に保険料積立金の財産的価値にも裏打ちされた合理的な方法であるといえよう。

しかしながら、解約返戻金の原資となる保険料積立金には、積み立てられた保険料を予定利率により運用した運用益も含まれており、未実現利益の益金算入となるという検討課題が存する。現在の税制の下においては、

この運用益に対する課税は、保険事故（被保険者の保険期間中の死亡や保険期間満了時における生存など）が生じ保険金の支払がなされるまで課税が繰り延べられており、別途、法的な手当が必要である。その場合には、他の金融商品を含めた幅広い検討を要するため、直ちには解決策とはなり得ないという問題が存する。

第2節 自然保険料を基礎とした取扱いの提言

前節においては、保険数理に着目した新たな取扱いの模索として、保険料の区分・構造と保険料積立金との関係からみた取扱い及び解約返戻金を基礎とした取扱いについて検討したところであるが、それぞれ理論的には妥当なものであると考えるものの、いずれの方法についても解決すべき課題が存在するところである。そこで、基本的な保険数理の考え方に沿いつつも、より実現可能性の高い簡便な方法として自然保険料を基礎にした新たな取扱いの提言を試みることにする。

1 自然保険料の損金算入の可否

(1) 自然保険料とは

保険期間が長期にわたる場合には、通常、その保険期間の保険料を一定とする平準保険料が採用されている。これに対し、保険期間1年の死亡保険の保険料を一般に自然保険料という。

自然保険料は、予定死亡率と予定利率から計算される。

[自然保険料の計算例]

○ 30歳の者（男性）が10万人同時に保険金額100万円の1年定期保険に加入したものと計算。

・30歳の死亡率 0.00086（生保標準生命表2007）

・予定利率 2%

年払保険料をPとすると、

$$100,000 \times P \times 1.02001/2 = 100,000 \times 0.0086 \times 1,000,000$$

$$P = 851 \text{ 円}$$

したがって、30歳男性が、保険金額100万円、保険期間1年の定期保険に加入した場合の純保険料は、851円である。

以下、同様に、自然保険料たる保険期間1年の定期保険の保険料を計算すれば、次の表となる。

(男性、対保険金百万円、予定利率2%)

(単位：円)

| 年齢 | 保 険 料 | 年齢 | 保 険 料 | 年齢 | 保 険 料 |
|----|-------|----|-------|----|---------|
| 0 | 1,069 | | | | |
| 1 | 743 | 31 | 881 | 61 | 8,931 |
| 2 | 485 | 32 | 911 | 62 | 9,731 |
| 3 | 307 | 33 | 950 | 63 | 10,614 |
| 4 | 208 | 34 | 990 | 64 | 11,683 |
| 5 | 168 | 35 | 1,040 | 65 | 12,931 |
| 6 | 158 | 36 | 1,109 | 66 | 14,376 |
| 7 | 158 | 37 | 1,178 | 67 | 16,000 |
| 8 | 158 | 38 | 1,267 | 68 | 17,762 |
| 9 | 149 | 39 | 1,356 | 69 | 19,663 |
| 10 | 139 | 40 | 1,465 | 70 | 21,713 |
| 11 | 129 | 41 | 1,594 | 71 | 23,911 |
| 12 | 139 | 42 | 1,743 | 72 | 26,307 |
| 13 | 178 | 43 | 1,901 | 73 | 28,941 |
| 14 | 248 | 44 | 2,089 | 74 | 31,911 |
| 15 | 356 | 45 | 2,287 | 75 | 35,327 |
| 16 | 485 | 46 | 2,515 | 76 | 39,218 |
| 17 | 614 | 47 | 2,743 | 77 | 43,564 |
| 18 | 723 | 48 | 3,010 | 78 | 48,287 |
| 19 | 792 | 49 | 3,297 | 79 | 53,713 |
| 20 | 832 | 50 | 3,614 | 80 | 59,792 |
| 21 | 851 | 51 | 3,970 | 81 | 66,614 |
| 22 | 842 | 52 | 4,356 | 81 | 74,257 |
| 23 | 832 | 53 | 4,752 | 83 | 82,812 |
| 24 | 822 | 54 | 5,168 | 84 | 92,366 |
| 25 | 812 | 55 | 5,614 | 85 | 103,040 |

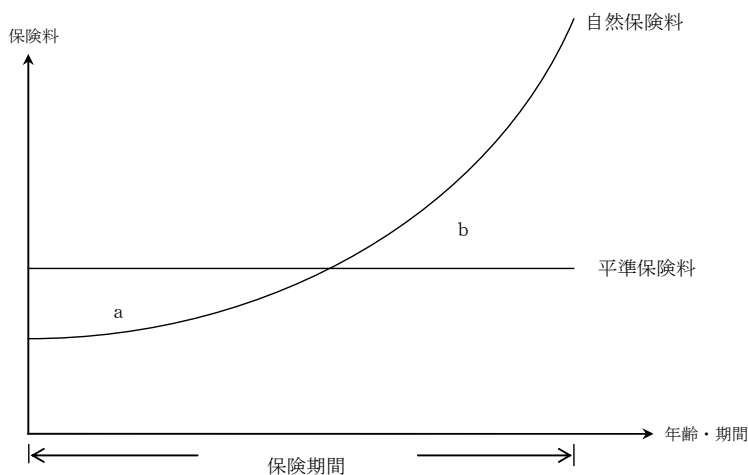
| 年齢 | 保 険 料 | 年齢 | 保 険 料 | 年齢 | 保 険 料 |
|----|-------|----|-------|----|---------|
| 26 | 802 | 56 | 6,089 | 86 | 114,941 |
| 27 | 792 | 57 | 6,594 | 87 | 128,178 |
| 28 | 802 | 58 | 7,109 | 88 | 143,002 |
| 29 | 822 | 59 | 7,663 | 89 | 159,198 |
| 30 | 851 | 60 | 8,257 | 90 | 177,228 |

(2) 自然保険料と平準保険料

自然保険料は、上記のとおり、年齢に伴って上昇する死亡率のため、高年齢、特に中高年といわれる年齢層では急激に上昇するという傾向にある。

現在、ほとんどの保険は平準保険料を採用しているのであるが、自然保険料との関係を見ると、その保険期間の前半に、当該期間の後半において死亡率の上昇により必要となる自然保険料に充てるために、自然保険料を上回る金額をいわば前払的に収受し、その金額を平準化しているものである（さらに生死混合保険であれば満期保険金に充てるための保険料も併せて収受している。）。

○ 平準保険料と自然保険料（イメージ図）



※ 平準保険料では、保険期間の前半部分において自然保険料を超過する保険料(a

の部分)を収納し予定利率で運用することにより、保険期間の後半における自然保険料に不足する部分(bの部分)に充当して保険料を平準化している。

(2) 自然保険料の特質と損金性

自然保険料は保険期間1年の死亡保険に係る保険料であることから、保険商品ごとの保険期間の長短や保険期間中の保険金額の増減の有無にかかわらず、被保険者の年齢とその保険商品の予定利率のみによって算出される。そして、いかなる保険商品であっても自然保険料はその保険料算出のベースともいえるものであり、かつ、保険期間が1年であるために責任準備金(保険料積立金)が積み立てられないものであることから、その保険料は単純な損金としての性格が認められると考える。

そして、自然保険料は、被保険者の年齢とその保険商品の予定利率のみによって算出されることから、その金額は、明瞭に、かつ、容易に算出されるものであることから執行上も損金の判断基準として簡便であり、また、今後の多様化するであろう保険商品に対する判断基準として汎用性を有するものであると考える。

(3) 付加保険料の取扱い

付加保険料は、保険会社の事務費相当分であり、一般に、新契約費、維持費及び集金費からなり、予定事業比率により計算される。これらは、保険契約の成立、維持に必要な費用であり、保険契約者においては、期間の経過に応じて損金算入すべきものである。しかしながら、一部の保険商品を除いては、その額が公表されていないため、上記の検討のとおり保険料の額を区分し自然保険料のみを損金算入することとなれば、付加保険料をどのように取り扱うかが問題となる。

これについては、付加保険料の額が明示された保険契約にあってはその額を損金に算入することとし、明らかでない場合には便宜的に保険料の一定割合(養老契約にあっては10%程度、定期保険契約にあっては20%程度)を付加保険料の額とみなして損金算入することが考えられる。

(4) 小括

上記の検討のとおり、保険契約者である法人が支出した保険料については、その保険料中、自然保険料相当額を損金の額に算入することとし、付加保険料を除き、平準保険料のうち保険期間の前半において自然保険料を上回る部分については損金算入を認めない（前払い部分として支出時に資産計上し、自然保険料の上昇に合わせて損金算入）こととすることが相当と考える。

なお、上記（2）ロで述べた純保険料のうち死亡保険金に充てられる部分の金額の保険期間中の合計額と自然保険料の保険期間中の合計額は、予定利率による運用益に相当する部分の額が一致しないこととなり、特に死亡保険では、保険期間の末期において後者が前者を上回ることとなる。これについては、保険料の支払総額を上限とした損金算入額を設けることにより対応するものとする。

2 保険契約に係る当事者の権利関係に着目した取扱いの提言

保険契約者は保険契約の当事者として、保険料支払義務を有するとともに、その権利として変更権や解約権を有しており、他方、保険金受取人の有する保険金請求権はいわゆる期待権にとどまるものであり保険契約者の有する権利の下ではその権利は極めて不安定、かつ、脆弱なものといえる。このような保険契約に係る当事者の権利関係に着目すれば、まず、自然保険料のみ損金性を有するものとして取り扱うこととし、当該自然保険料が保険金受取人への経済的利益の供与と認められる場合には当該自然保険料相当額についてのみ給与課税を行うことが相当であると考え。

また、法的手当てを前提に、解約返戻金の資産計上を求める取扱いを採用した場合にあっては、支払った保険料とその時に見積もられる解約返戻金の金額との差額のみが損金性を有しそれが保険金受取人への経済的利益の供与と認められるときには、当該差額の金額について給与課税を行うこととなる。

現行の基本通達の取扱いでは、例えば、法人が、その役員や使用人を被保

除者、死亡保険金及び満期保険金の受取人をこれらの者及びその遺族とする養老保険契約を締結した場合、その保険料は全額が当該役員又は使用人に対する給与とされる（法基通 9-3-4(2)）。この取扱いの下においては、当該保険料について、当該役員又は使用人自らが保険契約者となって自ら保険料を支払うべきものを法人が負担した場合と同じ課税関係となるのであろうが、基本通達のケースでは法人が保険契約者であるため保険期間の途中でそれまで留保していた解約権を行使されると、当該役員又は使用人は保険料の全額について給与課税されているにもかかわらず、当然に保険金受取人としての地位を失う一方、解約返戻金は当該法人に帰属する（もちろん過去の給与課税の取り戻しはない。）という不合理ともいえる結果を招くのである。

いずれにしても、保険契約者が有する保険契約の解約権等を踏まえれば、現行の取扱いが、それが保険金受取人への経済的利益の給与と認められる場合に保険料の全額について給与課税を行うとする取扱いは改めるべきものと考え⁽³⁵⁾。

(35) 現行の取扱いが保険料全額を課税対象としていることについては、保険契約上、保険期間中に到来する支払期日ごとに保険料を支払わねばならず（保険料不払いは契約の失効事由となる。）、そうした内容からすれば、保険期間中に被保険者が受ける付保利益の対価はその保険料全額であると考えすることもできよう。しかしながら、この点については、やはり保険契約の当事者、関係者に係る法律関係を踏まえた取扱いとなすべきであろうし、また、現行の取扱いは養老保険の2分の1ルールを除いては保険料の内容を区分するといった考え方がないことから導かれているにすぎないと指摘できよう。したがって、現行取扱いにつき保険料の損金性の判断基準の見直しと同時に取扱いを改める検討を行う必要がある。

結びに代えて

本稿は、現行の基本通達が、その対象を基本的な保険商品に限っており、それ以外の保険商品については個別通達等で対応している現状の下において、その個別通達ですら保険会社の商品開発、販売の状況次第での対応を強いられ、いわばイタチごっこの様相を呈していることを憂いて執筆に及んだものである。現実に、通増定期保険や長期傷害保険の場合には、保険会社の提唱する税務処理が不適切であったため、課税当局がその是正のために措置を講じているが、それが明らかになるまでは依然として販売が続けられ、結果として課税上弊害のある取扱いが流布され、また、その是正によって顧客である法人はもちろんのこと保険代理店など関係者にも多大な影響を与えたものである。

筆者は、その原因を、現行の通達がもはや損金性の判断基準として十分な機能を果たしていないのではないかとの問題意識の下、保険商品一般への汎用性のある、そして保険数理や保険契約の法律関係の観点からも合理性のある基準を探るべく検討を行ったものである。その結果、まず、保険料の仕組みに着目した取扱いや解約返戻金に着目した取扱いを新たな取扱いとして採り上げたが、両者ともに実務上の課題が存することから、より実現性の高い簡便な方法として自然保険料を基礎とした取扱いを提言するに至った。また、併せて、保険契約者の有する保険契約の解約権等の当事者の権利関係に着目した取扱いを提言したものである。

しかしながら、その内容は基本的な考え方を整理するあまり、すべての保険商品について適用するものとするには未だ不十分である。例えば、近年、その契約数が急増している医療保険などの第三分野の保険商品などへの対応は手付かずの状況にあるといえる。

今後、本稿の内容を出発点として、個別商品への具体的な当てはめなどを検討するとともに、中長期的には金融商品への課税の在り方全体の中で広く研究していくことも必要であると考え。ただ、これまで生命保険商品は保障機能や相互扶助といった面が協調され、本稿のように保険の機能や保険料の内容に

踏み込み、更には保険契約の法律関係をも踏まえて検討を重ねたものは少なく、その意味では本稿が現在の生命保険商品の課税問題へ一石を投じることとなれば望外の幸せである。